

令和5年第2回

三重県議会定例会会議録

(12月4日)
(第20号)

令和5年第2回

三重県議会定例会会議録

第20号

○令和5年12月4日（月曜日）

議事日程（第20号）

令和5年12月4日（月）午前10時開議

- 第1 県政に対する質問
〔一般質問〕

会議に付した事件

- 日程第1 県政に対する質問

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 48名

1	番	荊原	広樹
2	番	伊藤	雅慶
3	番	世古	明
4	番	龍神	啓介
5	番	辻内	裕也
6	番	松浦	慶子
7	番	吉田	紋華
8	番	芳野	正英
9	番	川口	円
10	番	喜田	健児
11	番	中瀬	信之

12	番	平 畑	武
13	番	中瀬古	初 美
14	番	廣	耕太郎
15	番	石 垣	智 矢
16	番	山 崎	博
17	番	野 村	保 夫
18	番	田 中	祐 治
19	番	倉 本	崇 弘
20	番	山 内	道 明
21	番	稲 森	稔 尚
22	番	下 野	幸 助
23	番	田 中	智 也
24	番	藤 根	正 典
25	番	小 島	智 子
26	番	森 野	真 治
27	番	杉 本	熊 野
28	番	藤 田	宜 三
29	番	野 口	正
30	番	石 田	成 生
31	番	村 林	聡
32	番	小 林	正 人
33	番	谷 川	孝 栄
34	番	東	豊
35	番	長 田	隆 尚
36	番	今 井	智 広
37	番	稲 垣	昭 義
38	番	日 沖	正 信
39	番	舟 橋	裕 幸

40	番	三 谷	哲 央
41	番	服 部	富 男
42	番	津 田	健 児
43	番	中 嶋	年 規
44	番	青 木	謙 順
45	番	中 森	博 文
46	番	山 本	教 和
47	番	西 場	信 行
48	番	中 川	正 美

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	高 野	吉 雄
書 記 (事務局次長)	西 塔	裕 行
書 記 (議事課長)	中 村	晃 康
書 記 (企画法務課長)	小 西	広 晃
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	佐 竹	宴
書 記 (議事課主幹兼係長)	櫻 井	彰
書 記 (議事課主査)	西 村	大 輔

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	一 見	勝 之
副 知 事	廣 田	恵 子
副 知 事	服 部	浩
危機管理統括監	野 呂	幸 利
総 務 部 長	更 屋	英 洋
政策企画部長	後 田	和 也
地域連携・交通部長	清 水	英 彦
防災対策部長	山 本	英 樹

医療保健部長	小 倉 康 彦
子ども・福祉部長	中 村 徳 久
環境生活部長	竹 内 康 雄
農林水産部長	中 野 敦 子
雇用経済部長	小見山 幸 弘
観 光 部 長	増 田 行 信
県土整備部長	若 尾 将 徳
総務部デジタル推進局長	松 下 功 一
地域連携・交通部スポーツ推進局長	山 川 晴 久
地域連携・交通部南部地域振興局長	下 田 二 一
医療保健部理事	松 浦 元 哉
環境生活部環境共生局長	枅 屋 典 子
県土整備部理事	佐 竹 元 宏
企 業 庁 長	山 口 武 美
病院事業庁長	河 合 良 之
会計管理者兼出納局長	佐 脇 優 子
教 育 長	福 永 和 伸
公安委員会委員	吉 田 すみ江
警 察 本 部 長	難 波 正 樹
代表監査委員	伊 藤 隆
監査委員事務局長	三 宅 恒 之
人事委員会委員	北 岡 寛 之
人事委員会事務局長	天 野 圭 子

選挙管理委員会委員

田 中 利 佳

労働委員会事務局長

林 幸 喜

午前10時0分開議

開 議

○議長（中森博文） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（中森博文） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

例月出納検査報告1件が提出されましたので、お手元に配付いたしました。
以上で報告を終わります。

質 問

○議長（中森博文） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。9番 川口 円議員。

〔9番 川口 円議員登壇・拍手〕

○9番（川口 円） おはようございます。2期目、初めて一般質問をさせていただきます。津市選挙区選出の川口円です。

お世話になりました皆様に、この場に立たせていただけたことに感謝を申し上げ、議長の許可をいただきましたので、質問に入らせていただきます。

1番、中小企業・小規模企業の支援についてであります。

企業の経営者の方とお話をさせていただいていますと、まず、人手不足というのをよくお聞きさせていただきます。そして、頑張ってみえる企業では、全国展開するのに協力してほしい、また、生成AIについて企業を紹介してほしい、そして、工場を拡大するのに力を貸してほしいなど、前向きなこと

をお聞きする企業もいらっしゃいますが、中には、ゼロゼロ融資の返済が本格化する中、新型コロナの影響だけでなく、エネルギー価格・物価高騰、深刻な人手不足など様々なリスクがあり、中小企業・小規模企業における環境はさらに厳しい状況にあります。

そして、令和5年8月から10月までの三重県内の企業倒産件数、信用調査会社発表の数字ですが、8月が4件、去年は2件、そして、9月は11件、去年は6件、10月が13件、去年は9件と増加しています。

県は、このような厳しい状況にある事業者向けに、10月補正予算において、保証料無料の融資枠を追加し、借換えについても、柔軟な対応をしていただき、資金繰りの支援に取り組んでもらっています。

しかしながら、これまで、ゼロゼロ融資を利用し、融資枠ではなく、与信枠がいっぱい、新たな借換えが難しい事業者も見えます。借換えは難しいが、経営改善の余地はある事業者、このような事業者の経営改善に向けた県の支援について伺います。

〔小見山幸弘雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（小見山幸弘） 御答弁申し上げます。

借換えの関係で、新たにできないというところ、いろんな業者が出てきているという部分についての対応ですが、まず、現状でございます。

6月から10月にかけてゼロゼロ融資の返済開始の大きなピークが過ぎ、順調に返済を進める企業がある一方、長期化する物価高等の影響により収益力が低下し、借換えなど新たな融資を受けることが難しくなっている企業、先ほど御案内いただいたとおりでございます。

こうした企業において、返済原資となる利益を確保するための経営改善が難しい場合につきましては、金融機関からの返済条件の変更を受け、返済を繰り延べる必要が出てくるということでございます。

しかしながら、条件変更はさらなる信用力の低下につながるため、その後の経営が困難になるという懸念があるところでございます。

このため、県では、こうした企業が条件変更を受けることなく、事業を發

展的に継続できるよう、全国に先駆けた取組といたしまして、三重県信用保証協会に10名のコーディネーターを配置し、個々の実情に応じた経営改善の取組を伴走支援でしておるところでございます。

令和5年10月末時点の累計で1175者の相談を受け、このうち、経営改善に向けた行動計画の策定支援が必要となった286者が、金融機関や商工団体の伴走支援を受け、課題解決に取り組んでいるところでございます。

主な支援内容は、管理会計を理解し、適切に実施するための支援や経営資源を再配分し、生産性向上を図る支援などとなっております。本事業の活用を通じて、借換えなどの新たな融資につながる事例も出てきておるところでございます。

今後は、金融機関による経営改善のフォローアップの強化を目的として、10月26日でございますが、覚書を締結いたしました県内5金融機関、三重県信用保証協会と緊密に連携し、企業の収益力向上に取り組んでまいります。

また、商工団体、関係機関とも連携し、10月補正予算により実施いたします価格転嫁の支援であったり、11月30日に追加提案させていただいたんですけれども、好事例の支援事例の横展開にも取り組むなど、中小企業・小規模企業の事業継続をしっかり後押ししてまいります。

〔9番 川口 円議員登壇〕

○9番（川口 円） ありがとうございます。

しっかりサポートしていただいているというのもお聞きしております。より一層、かゆいところに手が届く支援をしていただきたいと思います。

そして、再質問を一つさせていただきます。

先ほどの質問は、改善の余地がある事業者というところでお聞きさせていただきました。

次の質問は、収益力の改善や事業再生等が極めて困難な事業者、多額の債務を抱え、金融機関にて約定変更、リスケジュールに応じてもらっている事業者、保証債務に悩む経営者、この事業者に対して、事業の再生、再チャレンジに向けた支援が必要だと考えますが、具体的な支援について伺いたい

します。

○雇用経済部長（小見山幸弘） 今の御質問でございますが、返済が困難な状況にある企業に対しましては、三重県中小企業活性化協議会において、銀行出身者や弁護士が、経営状況が深刻になる前に、経営再建を進める事業再生支援であったり、事業再生が難しい場合、経営者や保証人の再起に向けたアドバイスを行う、再チャレンジ支援を行っておるところでございます。

事業再生の主な事例といたしましては、結婚式場などを手がける企業へのみえ中小企業活性化ファンドを活用した出資であったり、新たな経営体制の構築支援などがございます。

また、県の中小企業融資制度においては、事業再生に必要な資金の調達を支援する再チャレンジサポート資金を実施しておるところでございます。

こうした取組を通じて、企業の事業再生、再チャレンジを支援してまいります。

〔9番 川口 円議員登壇〕

○9番（川口 円） ありがとうございます。

思い起こすと、私、1期目、この場に立たせていただく前に、いろいろ担当部署の方にお聞きさせていただきました。

当時は、後ろ向きに近い支援については、なかなか税金を使えないですよねということをお答えいただいたんです。でも、4年たったら、しっかりとサポートをしていただく姿勢に変わっているということで、今後もぜひ、力強い御支援と、雇用を守るという部分もありますので、お力添えをお願いいたします。

それでは、2番目の質問に移らせていただきます。

企業誘致の推進と海外展開の支援について、（1）海外からの企業誘致の推進について、お伺いします。

これを御覧ください。（パネルを示す）先日、東京にあるスペイン大使館にお邪魔させていただきました。これ、ちょうど大使公邸なんですね。

大使公邸にて、フィデル・センダゴルタ大使主催のレセプションを開催し

ていただき、参加者は、スペイン大使館より、大使、それからフェルナンド経済商務部所長、ムラマツ政治担当参事官、マルコスシニアアナリストをはじめ、新政みえより県議会議員11名、津市議会、津みらいより津市議会議員2名、そして津市役所より幹部2名が出席しました。

これが玄関で、大使と一緒に撮っていただいた写真です。（パネルを示す）これ、出席メンバーです。

当日は90分程度の意見交換をさせていただき、企業誘致、バレンシア州との姉妹提携の締結、そして、観光交流について大使より三つの提案をいただきました。

観光交流については、熊野古道が主となりますので、藤根議員のほうにお任せいたします。

海外からの企業誘致について、大使から、三重県への企業誘致に取り組むためには、外資系の企業と日本企業との連携、提携が大前提だということでありました。松阪市に誘致されたゲスタンプ社は、三井物産との出資関係がありました。

海外からの企業誘致に取り組むには、国内企業の誘致とは異なるアプローチが必要だと考えます。ここが一番重要なポイントになるのかなと思います。県の取組について伺いいたします。

〔小見山幸弘雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（小見山幸弘） 外資系企業の誘致に関する県の取組ということで御質問を頂戴いたしました。

外資系企業誘致は、言葉や商習慣の違いから、地域全体で企業を歓迎する体制づくりが重要と考えております。

そのため、三重県では、ジェットロ、県内全市町、大学、金融機関などで構成いたします三重県外資系企業誘致推進会議を設置いたしまして、連携して誘致活動を展開しておるところでございます。

また、県庁内には外資系企業誘致ワンストップ窓口を設置いたしまして、専門職員を配置して、新規の進出だけでなく操業後も継続してサポートをし

ておるところでございます。

誘致活動についてでございますが、首都圏において、外資系企業誘致セミナーを開催しておるところでございます。セミナーでは、三重県の魅力をPRするとともに、外資系企業だけでなく、各国大使館や各国商工会議所など、様々な人に対して、知事のトップセールスを行い、つながりをつくっておるところでございます。

また、知事の海外訪問の際には、外資系企業の本社などを訪問し、経営者層に対して直接のトップセールスを行っていただいております。

外資系企業誘致に当たっての補助金についてでございますが、海外企業は国内企業と比べて、進出に当たってのハードルも高いことから、補助率が高い制度を設けて、積極的に誘致活動に取り組んでおります。

この制度も活用して、先ほど御案内のありました松阪市においては、ゲストンプ・ホットスタンピング・ジャパン株式会社が、津市においては、シンガポール資本のサーモンの陸上養殖を行うソウルオブジャパン株式会社が新規立地をしていただいて、補助制度創設以降、再投資も含めて7件の認定をしておるところでございます。

引き続き、首都圏での外資系企業誘致セミナーや、ジェトロとの情報交換など様々なネットワークを大切に、市町など関係機関と連携し、外資系企業の誘致に取り組んでまいります。

〔9番 川口 円議員登壇〕

○9番（川口 円） ありがとうございます。

まず、外国の企業を企業誘致していただくにはスピード感が大切だと。ある企業は、日本の企業と提携しようと思ったけど、決裁が遅くって、時間がかかって断念したというようなお話もお聞きしました。

スピード感を持ってやっていただきたいということと、ぜひ知事をお願いをさせていただきたいのは、つなぐという役目が知事しか多分できないと思うんですね。三重県出身の著名な企業の役員の方とか、つないでいただきながら、外資系の企業と提携するようなお話をつないでいただくというよう

なことをやっていただくことによって、前へ進むことが多くなるのかなと思います。

そして、外でお聞きすると、一見知事が、トップセールスを一生懸命やってみえますよというのを、僕、調査するとお聞きします。そういうことで、知事が陰でやっていただいているというのは、なかなか表に聞こえてこないものであれなんですけど、そういう動きをしていただいているということを理解させていただきました。

そして、担当部署の方が、すごい思いを持って取り組んでいただいているということも理解できました。

ただ、どこまで行政が関わるのという話があって、私は、県民の皆さんから、いや、行政、消極的じゃないと思われるのであれば、いや、そこまで行政やってくるのという形に変えていただくのがベストだと思います。

そういう意味でも、企業誘致に関しても、予算というのをしっかり取っていただくことができなければ、話も進まないということになりますので、ぜひ、その予算的な部分も考慮していただいて、仮に、1億円予算を取ったら、2億円、3億円納税していただいたらいいだけのことなので、そういう気概で、ぜひやっていただきたいと思います。

もう1点、三重テラスを商談の場にどんどん使っていただくといいんじゃないかなと思いますので、これも、有効利用していただきながらやっていただけたらと思います。

それでは、2番目、県内企業の海外展開支援についてお伺いいたします。

私と喜田議員との共通の知人で、マイクロソフトジャパン設立時のメンバーで、津市出身の松本さんという方がみえます。当時、日本へ来られて、金融機関には全く相手にされなかった。

また、ウィンドウズだと思うんですけど、当初は不具合があって、ビル・ゲイツ氏から、日本の企業に、松本、謝りに行ってくれというようなことが多くあって、苦労を大変した時代がありましたというお話を伺ったりもして、今では、時間がありますので、八戸市をはじめ、自治体からの要請で、アメ

リカ向けに各地の特産物の販売サポート、海外支援員という形ですか、されてみえる方なんです。

私も津市の特産品を、松本さんに帰国されたときをお願いして、当然無償で、アメリカでのマーケティングをしていただいたり、商品の売り込みをしていただいたりしています。そして、日本に帰国されたときには、喜田議員と一緒に食事を取りながら、意見交換をさせていただいておるところです。

いいものがあるって、そのものを海外につなぐことこそが、一番重要であると思うんですね。

県内企業が海外に展開するときには、企業と現地を簡単につなぐということが出来る仕組みづくりが大変重要だと思います。この部分についての県の取組についてお伺いをいたします。

〔小見山幸弘雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（小見山幸弘） 企業と現地をつなぐ仕組みに関する県の取組状況ということで御答弁させていただきます。

国内市場の縮小が見込まれる中、海外展開は喫緊の課題であると認識している県内企業も、もちろん増加しておるところでございます。

三重県では、コロナ禍で停滞していた海外ビジネスを反転させるため、令和4年度から、海外ビジネス展開支援補助金を設けておるところでございます。

この補助金により、海外企業との商談会、展示会への参加費用、越境ECなどの海外販路拡大等の取組を支援しております。令和4年度は一次募集で33件の申請でございましたが、令和5年度は61件の申請であり、やっぱり意欲のある企業も増加しておるところでございます。

また、海外展開に取り組む企業の裾野を広げるため、海外ビジネスセミナーを、今年6月に対面とオンラインでの併用で開催し、50名を超える参加があったところでございます。

専門家からは、成功している中小企業に共通して見られる特徴などを解説いただくとともに、県内事業者2社からは、海外に向けた商品づくりの成功

事例などを御紹介いただいたところでございます。

セミナーの参加者からは、外部人材の進出先企業との連携による販路開拓など具体的な事例が聞けた等々、お声を頂戴したところでございます。

今後の取組でございますが、県内企業が海外展開を進めるには、現地で信頼できるビジネスパートナーが重要となります。県内企業からも、パートナーと組むためには、現地の企業情報やビジネス事情を得るための仕組みや、実のあるマッチング機会が必要であるとお声を頂戴しておるところでございます。

県といたしましては、引き続き、三重県国際展開支援窓口を構成するジェトロ、三重県産業支援センター等の関係機関と連携しながら、これまで行ってきた取組に加え、県内事業者の支援ニーズの高い国におきましては、現地でのよりきめ細かな支援を行うため、現地と企業をつなぐ支援体制の整備を検討してまいります。

〔9番 川口 円議員登壇〕

○9番（川口 円） ありがとうございます。

例えば、津市のもので米を海外へ出すのに、玄米で行って、現地で精米機があって、ストーリー立てできたら必ず売れるよとか。私も知らなかったんです、米と炊飯できる鍋をセットでと思ったら、もう伊賀市の鍋がアメリカにあったと。なおかつ上手に納豆の粘り気を出すのに陶器の器、菰野町の陶器屋のものが、海外にあって使われておるとか、なかなか上手にやってみるところもあると思うんですけど、何かうまいこと組み合わせながら、そこまで行政がするのかというぐらい、これも手をかけてサポートしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、3番目、バレンシア州との国際交流についてお伺いいたします。

バレンシア州は、スペインの首都マドリードやバルセロナから列車で3時間半のスペイン南東部に位置し、本県と地理的特徴、産業構造などにおいて共通点が多いことから、1992年11月2日、今から31年前に三重県とバレンシア州との姉妹関係樹立に関する協定書が締結されました。この中に、産業、

経済、科学技術、文化、教育、スポーツ、観光等の分野において、双方の特徴を生かしながら、交流と協力を推進すると示されています。

また、スペイン大使館に伺ったときに、大使から、今の時代に合った振興、交流を積極的に行っていきましょうという発言をいただきました。そのため、大使館が調整役をしますよ、こういう言葉もいただきました。

知事にお聞きします。知事のバレンシア州との国際交流についての思いと、今後の取組についてお聞かせください。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 戦略的互惠関係という言葉があります。それぞれ交流、これはそれぞれの国にとって、あるいはそれぞれの地域にとってメリットがあるようにやっていくということだと思います。

先ほども、雇用経済部長から御答弁申し上げましたけど、国際交流、海外交流というのは、知事のトップセールスも含めて、これは三重県にとっての外交戦略であると思っています。

海外に行く意味というのは、いろいろあると思いますが、議員から御質問いただいたように、まずは産業というのもあると思います。工場の展開を三重県の企業が海外にするというのもありますし、それから、外国の企業に県内に投資をしてもらう、そういうのもあると思います。さらには観光誘客をするために行くというのもありますし、労働力確保のために海外に出張するというのもあると思います。

さらに申し上げますと、自由で開かれたインド太平洋、FOIPですけれども、国がやっておられる施策ですが、それに協力するというのもあろうかと思っています。

さらには慰霊、あるいは慰労のための海外出張と、海外におられる三重県出身者の方々に会うということですが、そういったものもあると思います。

したがって産業だけで見ると、ある意味、一面的ですので、広く見なきゃいかんと思っています、それもありまして、今まで国際展開というと、どっちかというと雇用経済部がメインにやっていたんですけど、産業だけで

はないだろうということで、この4月に政策企画部に国際戦略課というのを置いて、そこで海外トップセールスも含めた国際交流というのを考えるということにしております。

実際、この1月に、台湾に行かせていただきました。そのときは、どちらかという、観光の関係がメイン。それから加えて、半導体の関係もありまして、これ、実は5月に、UMCの王社長に、現地で会いましたけど、日本に来てもらうということもできましたし、いい関係が築けていると思います。

さらにいうと、5月に、同じスペインですけど、バスク州を訪ねました。そこでは、ウルクリュ首相と20分ぐらいの予定が1時間ぐらい、会談させていただいて、食、これはサンセバスチャン市、世界的美食のまちと言われていますが、そこも訪ねさせていただいて、三重県の食に携わる人たちと現地の人との交流もできましたし、それから、産業という意味ではゲストハウス、車の車体を造っている工場ですけど、ここに対して工場への研究所、この設立をお願いしますという話をして、了解を取ることができました。これ、非常に大きな成果だったと思います。そういう約束をしてくるということも大事な海外出張の仕事かなと思います。

海外市場、海外との交流は、これは知事だけがやるわけではありません。議員外交というのは、非常に重要なものであると思っています。そういう意味では議員、スペイン大使館に行っていたら、大使とも話をさせていただいたと、これは非常に大きな成果であると思っています。

御質問いただいたバレンシア州との国際交流であります。当時、様々な共通点があったということと、それから、当時、三重県はリゾート地を開発していきたいということで、リゾート地開発が進んでおるバレンシア州、そういう意味では戦略的互恵関係になじむと思うんですけど、そういう意図もあって、三重県から調査に行ったということで聞いております。

今のバレンシア州がどういう状態なのかということもしっかり見ていかないかんのですが、残念ながら今年の5月のスペインの地方選挙で、バレンシア州の政権交代が起きて、今、新しい体制、向こうは時間がかかるものです

から、体制が確立するのに、連絡調整がなかなか難しい状態が続いているということでございます。

状況も確認しながら、また議員のお力もお借りしながら、三重県の発展のために、三重県とバレンシア州がどういう協力ができるのか考えながら、これからも協力関係を考えていきたいと思っております。

〔9番 川口 円議員登壇〕

○9番（川口 円） ありがとうございます。ぜひ交流を深めていただいて、特に若い世代の方の交流、三重大学が何か交流していらっしゃるのもお聞きしていますので、若い人が交流していただくことによって、ずっと続いていく交流になるのかなと思います。

そして、大使のほうで、来年1月から3月の間ぐらいで、三重のVISONのほうにお邪魔したいということで、恐らく日程調整をこれからされるんだろうと思います。ぜひ対応もしっかりしていただきながら、迎え入れていただけたらと思います。

そして、今ちょうど、VISONの中のスペイン料理店がスペインの認定を受けたということで、ちょうど私どもがお伺いしたときに、申請を受けていますよということをお教えいただいて、その後、認定を受けられたと。これはスペイン貿易投資庁ですかね。

もう1点が、これ、9月だと思うんです。スペインのフェラン・アドリアという、この人、僕は全然知らなかったんですけど、スペインへ行くと、一流の料理人ということで、この方と向こうの日本大使館で伊藤牧場の松阪牛と料理のコラボをして、これは県の農林水産部も理解していただいていると思うんですけど、こういう動きもありますので、ぜひ、この時期にチャンスと捉えていただいて、やっていただければなど、こういうふうに思います。よろしく申し上げます。

次に、4番目の市町の避難情報の適切な発令についてをお伺いいたします。

本年8月14日から17日にかけて、本県に接近し、暴風や大雨をもたらした台風7号における市町の避難情報の発出についてですが、もう少し早く対応

するなど、反省が必要ではないかと強く感じました。

例えば、風雨が強まる中であつたり、大雨の最中であつたり、また夜間であつたり、このタイミングで本当に大丈夫なのか、大変心配に思う場面で、高齢者等避難が発出された自治体があつたと思います。

当時の各市町に対する県の助言等、情報共有を含めた対応と、今後、県民の皆様が不安に感じることがない適切な避難情報の発令に向けた県の取組について、お聞きいたします。

〔山本英樹防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（山本英樹） 市町の避難情報発令に対する支援についてお答えいたします。

避難情報は、災害対策基本法において、災害が発生した場合、また、発生するおそれがある場合に、市町村長が発令することができることとされており、市町村は、内閣府作成の避難情報に関するガイドラインを参考にして、それぞれの発令基準をあらかじめ定めています。

このガイドラインでは、例えば、高齢者等避難の発令基準について、河川の水位が避難判断水位に到達した場合や土砂災害の危険度が一定レベルに達した場合の発令、また、台風等により夜間や未明に発令の必要性が見込まれる場合における夕刻時点での早めの発令など、判断の参考となる事例が示されています。

各市町村長は、そのガイドラインを参考に定めた発令基準や気象台が発表する防災気象情報等を踏まえて総合的に判断し、避難情報を発令しています。

こうした市町による避難情報発令の判断を支援するため、県としては、雨量観測所の観測データや県管理河川の水位情報、土砂災害危険度情報等を提供するとともに、河川氾濫や土砂災害の危険性が高まっていると認められる場合には、当該市町が適切に避難情報を発令できるよう、必要な助言を行っており、本年8月に発生した台風第7号への対応においても、こうした情報提供、助言を実施しております。

また、みえ防災・減災センターにおいては、市町等の職員を対象に、平成

26年度から毎年開催しております研修のカリキュラムの一つとして、気象台職員を講師に招き、土砂災害や中小河川の洪水災害に関するワークショップを開催しまして、防災気象情報の活用や、適時適切な避難情報の発令等について理解が深まるよう、取り組んでおります。

今後、研修の題材として、今般の台風第7号に係る避難情報の発令状況の検証やその対応例を取り上げるなど、適時適切な避難情報の発令に向け、市町はもとより、気象台等の関係機関との連携を密にし、取組を進めてまいります。

〔9番 川口 円議員登壇〕

○9番（川口 円） ありがとうございます。

早め早めで対応できるように、打合せをしっかりとしてほしいというのと、今回は、間違いなく遅かったというのがあったと思うんですね。ぜひお願いします。

防災って何事もなかってよかったねの積み重ねが、人の命を守るということになりますので、そこをしっかりと中心に置いていただいて、今後もよろしくお願いいたします。

続きまして、5番目、被災建築物応急危険度判定士の状況についてお伺いいたします。

大地震により被災した建築物は、余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、附属設備の転倒などのおそれがあります。建築物の危険性をできる限り速やかに判定し、人命に関わる二次的災害を防止することを応急危険度判定の目的としています。

建築士等の資格者で新規登録講習会を受講し、ボランティア活動を行う意思のある方に登録していただいているのが、被災建築物応急危険度判定士です。

被災建築物応急危険度判定士の役割は重要で、被災した建築物を調査し、危険、要注意、調査済みの3段階で判定します。東日本大震災では、全国の判定士延べ9000人が活動されたということでもあります。

本県での被災建築物応急危険度判定士の登録状況、万が一被災した場合の郡部への派遣対応及び被害が大きく県内在住の判定士の方々が活動不可能となった場合の他県との連携についてお伺いいたします。

〔佐竹元宏県土整備部理事登壇〕

○**県土整備部理事（佐竹元宏）** 被災建築物応急危険度判定士の状況について御答弁いたします。

被災建築物応急危険度判定は、先ほど議員から御紹介いただいたとおり、地震により被災した建築物を、被災建築物応急危険度判定士が調査いたしまして、余震などによる倒壊、外壁・窓ガラスの落下などの危険性について判定を行い、その判定結果を示したステッカーを建築物の見やすい箇所に掲示し、建築物の危険性を居住者や通行人などに示すことで、二次的被害の防止を図るものです。

本県の判定士は、県が認定、登録をしております、その登録状況につきましては、令和元年度の1859人をピークに、近年は徐々に減少しておりますが、令和4年度は1724人と、南海トラフ地震の建物被害想定を基に算出いたしました目標数1720人は確保できております。

次に、応急危険度判定の支援体制についてですが、県、市町及び各建築関係団体で構成された協議会におきまして、応急危険度判定の連絡及び支援体制が定められており、被災市町からの要請により、県が市町あるいは各建築関係団体と派遣する判定士の調整を行いまして、判定士を派遣する体制となっております。

本県では、実際に地震が起こった際に、迅速かつ円滑に連絡が取り合えるよう、判定士の派遣要請に係る連絡訓練を毎年実施しております。

一方、全国の支援体制でございますが、災害状況により、県内の判定士のみで判定活動が難しい場合は、国等を通じ、他都道府県の判定士の応援要請を行う仕組みが構築されておまして、全国的な総合支援の体制が確立されております。

平成28年度に発生した熊本地震では、この相互支援体制に基づきまして、本県から24人の判定士を派遣いたしましたところでございます。

今後も引き続き、市町、各建築関係団体及び国等との連携・協力の下、目標とする判定士数の確保を図りつつ、被災時において、迅速かつ円滑に応急危険度判定が実施できるよう取り組んでまいります。

〔9番 川口 円議員登壇〕

○9番（川口 円） ありがとうございます。

私、なぜこの質問をさせていただいたかといいますと、実は、この受講済みの方から、ちょっと不安な部分あるよな、ということで確認をさせていただきました。

不安な部分を今質問させていただきましたので、何かあった場合は、しっかり対応できるような取組を引き続きしっかりお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

続きまして6番目、悪質なホストクラブへの対策についてということでお聞きします。

なぜこの質問を三重県とするの、ということになると思うんですけど、私、前回も東京へ出張に行かせていただいたときは、時間があれば、日本の繁華街ど真ん中の歌舞伎町で、いろいろ子どもと接したり、また、歌舞伎町のごみ拾いをボランティアスタッフと一緒にさせていただくということで、何が分かるかという、そこで日本の世相が分かるんですよ。

今では、喜田議員も行かれていますし、荊原議員も行かれています。伊藤雅慶議員も行かれています。そして、新政みえの半分以上の有志の方々が現場へ行って、日本駆け込み寺という施設が入っているビルがあるんですけど、1階、2階、6階とお部屋を借りてみえるので、6階から下を見ると、どういう状況かというのを一望できる状況なんです。

ここに、三重県からの子どもたちも少なからず来ているということで、これを何としても防がなければいけない。もしくは、現場にたどり着いてしまった子は、何としても助けなければならない。こういう思いで活動させて

いただきながら、ときには、ティッシュの中に化粧水が入ったものをお渡しして、これは必ず女性が受け取りますので、アウトリーチをさせていただいている。この経験も伊藤議員、荊原議員もやっていただいたり、実践させていただいておるところです。

各メディアで毎日のように取り上げられている悪質なホストクラブ。これは、三重県内のホストクラブ、これ、多分数店舗あると私は認識しているんですけど、この既存のお店に対して、私は何も対策をしてほしいという意味で、この場でお話するのではないということだけは誤解のないようお願いいたします。

女性客に高額料金を請求し、売春などをさせる悪質ホストクラブの問題を受けて、警察庁長官は、11月27日、新宿区歌舞伎町のホスト街や、売春の客待ちが増えている大久保公園周辺を視察されました。歌舞伎町の視察は異例で、18年ぶりということでお聞きしています。

また、警察庁は、11月16日、全国の警察本部に、悪質ホストクラブの取締りを強化するよう通達を出し、長官自らの視察で対策の重要性を示されたんだと拝察されます。

これによって、各地のホストクラブへの立入りが今次々と各地でされています。大阪、先日、名古屋、そして仙台ですか、それぞれの警察が取締りの強化をされているというところです。

これで完全にフェーズが変わったと私は捉えておりまして、三重県に、その中心街にある店が閉まったら、そこで働く人たちが地方に流れてくるだろうという想定の下に、この質問をさせていただくということで御理解をさせていただきたいと思います。

残念ながら、三重県の女性の保護者より、歌舞伎町の日本駆け込み寺の創設者、玄秀盛氏が代表をされる青少年を守る父母の連絡協議会、通称青母連に、今メディアで毎日のように出ていますけど、深刻な複数の相談が入ってきているということでもあります。

私を知り得る事例では、女の子の行き着く先は悲惨です。家族の崩壊があ

り、通常の社会生活ができなくなるだけでなく、人生が破滅、体が壊れる、自死する、精神疾患を患い自殺未遂を繰り返し、実際に亡くなってしまう女の子もいます。厄介なことに、特殊詐欺や強盗を繰り返す集団、匿名・流動型犯罪グループ、略してトクリュウの存在もあるとの見方があります。

そして、先日、三重県警が高校生を対象に調査をしていただいた結果、SNS上で高額報酬アルバイトなど表示された場合、三重県の高校生50人に1人が申し込むと回答されているんですね。この衝撃的なアンケート調査も、ちょうど質問させていただく前に拝見させていただいて、この高額報酬アルバイトというのが匿名・流動型犯罪グループに関わるという状況になりますので、三重県の子どもたちも、50人に1人が、接したら申し込んでしまうという状況の中の一つの案件でもあるということで、御理解もお願いいたします。

都会での取締りが、先ほど申しましたように厳しくなれば、都会の店が閉店し、地方にホストが分散されるのではないかと懸念されます。これ、ちょうど、私が親しくさせていただいている新宿区の吉住区長のメッセージを紹介させてもらうんですけども、もうけるために他人を不幸にしてもいいという考えをこの町の商売のルールにしてほしくない。こう発せられています。

私も、こういう商売を三重県でやってほしくない。こういう思いで今活動させていただいております。

そして、吉住区長は、未成年をはじめとした家出少女を含めて、この町に流れ着いた人が犯罪に巻き込まれたり、人生が破滅したりすることを自治体として避けたいと、こういう思いで17日に記者会見もして、新宿に来た子は新宿が守ると、こういう姿勢で今、取り組んでいただいております。

そこで、本部長にお聞きさせていただきます。

警察の今後の対策、取組についてお伺いいたします。よろしく申し上げます。

〔難波正樹警察本部長登壇〕

○警察本部長（難波正樹） 全国的に、男性従業員が女性客を接待するホスト

クラブで高額な料金を請求され、その売掛金などの支払いのために女性客が売春させられたり、各種性風俗店に紹介されるといった事案が問題となっておりまして、県警察としても、この問題を注視しております。

県内では、数店舗のホストクラブが存在していることを確認しておりますが、現時点、県内のホストクラブにおいて、他の都道府県で問題となっているような悪質な店舗及び悪質な店舗に関するトラブルなどの相談は把握しておりません。

今後、三重県警察では、悪質なホストクラブが波状的に県内に進出する可能性も踏まえ、警察安全相談の受理や店舗への立入りをはじめとした各種警察活動及び関係機関との連携を通じて、ホストクラブの実態把握に努めてまいります。

また、悪質なホストクラブに対しましては、背後に暴力団や匿名・流動型犯罪グループが不当に利益を得ている可能性も視野に入れて、あらゆる法令を駆使して、法と証拠に基づいて取締りを行うなど、風俗環境の浄化に努めてまいります。

〔9番 川口 円議員登壇〕

○9番（川口 円） 実は、見せられないんですけど、ここにLINEのやり取り、それから青伝、そして、法律家からの取立ての書類、また、女性が働く場所のスケジュール、そして料金明細のあるもの、それから娘が被害に遭った母親からのメール、少しだけ紹介させていただきます。

どんどん変わっていった娘。2年半前まで、何不自由なく幸せな家族だったのに、SNSでホストと知り合い、恋人だと信じ込まされ同棲し、家を出ていき、仕事も辞めて人格まで変わってしまい、風俗、メンズエステ、売春、ここまでしても、まだ貢ぐ。マインドコントロールされてしまった娘をどうしたらいいのか。

悲痛なメッセージです。

これが現実で、三重県の子も、残念なことに、先週も東京から連絡があって、川口さん、また相談が入った。今度は、多額やと。多額というのは、ど

のぐらいかということ、私は大体分かります、金額を言われなくても。東京から連絡があって、三重県の子が、多額の債務を背負っている。これが、現実、先週の話であります。

ここで、もし、今日私が質問するということで、悩んでみえる保護者の方が見える、もしくは被害者となっている女性が見えるかも分かりませんので、メッセージを訴えさせていただきたいと思います。これ、東京でも同じメッセージを伝えさせてもらっています。

本当に好意を持っているなら、常識を超えた高額な請求をするわけがないという、恋愛の基本的なところを理解していただきたい。将来、交際をするとか、結婚するという間柄で、売掛金を払わせるために暴力を働いたり、過剰な労働をさせる人はいない。恋愛感情を持つ女性を性風俗に従事させて、売掛金の支払いをさせる男性はいません。そうした男性は、そもそも恋愛詐欺師であるということを認識してほしい。常識的に支払い不能な売掛金を背負わせ、家族のところに請求、もしくは取立てに行くような人間を信用しないでください。

お子さんの支払いが滞って請求をされている御家族の皆さんは、恥ずかしがることなく、青母連や、あるいは警察に相談をしてほしい。相手は、マニュアルを持ってだましてくるプロです。そのプロが相手ですから、だまされたことを恥ずかしいと思わず、困ったときは必ず相談をしていただきたい。

今日、テレビを見ていただいている方もいらっしゃるかも知れませんが、ぜひ、相手は詐欺のプロですから、恥ずかしがることなく相談していただいて、対応を早くしていただきますようお願いいたします。

続きまして7番目、河芸町島崎町線の進捗状況についてお伺いします。

地元の方、通勤される方から、私のところにSNSを通じ、国道23号三重大学付近の渋滞緩和についての要望がたくさん届きます。

中勢バイパスが全線開通となり、渋滞緩和の一助になっていると考えられますが、まだまだ不十分であるかと思えます。河芸町島崎町線の橋梁の完成を含め、全線の開通が渋滞緩和に大きく寄与すると考えられます。

現在の進捗状況についてお答えいただきたいと思います。

〔佐竹元宏県土整備部理事登壇〕

○**県土整備部理事（佐竹元宏）** 河芸町島崎町線の進捗状況について御答弁いたします。

都市計画道路河芸町島崎町線は、津市河芸町中ノ川付近から三重大学付近を経て、志登茂川を渡って島崎町に至ります、海岸沿いをルートとする延長約9.3キロメートルの都市計画道路でございます。

志登茂川より左岸側につきましては、主に道路事業で整備中でありまして、一方、左岸側の一部と、志登茂川を渡る橋梁部や右岸側の残る区間、これと県道上浜高茶屋久居線を結びます都市計画道路津海岸御殿場線は、街路事業で整備を進める区間としております。

志登茂川左岸側につきましては、これまでに、都市計画道路栗真海浜線までの区間約2.9キロメートルのうち、南側1.5キロメートルを整備し、供用いたしました。残る1.4キロメートルの区間のうち、南側約0.7キロメートルについては現在工事を進めております。北側の0.7キロメートルにつきましては、今後、測量設計を行い、用地取得に着手していくという予定でございます。

一方、街路事業で整備を進める志登茂川橋梁部を含む河芸町島崎町線約0.7キロメートルの区間については、これまで、現地測量や道路予備設計、橋梁部の地質調査を進めてきました。今年度は橋梁予備設計などを行っております。

津海岸御殿場線の0.7キロメートルの区間については、河芸町島崎町線の交通を同線の終点部からイオン津店前の交差点にて、県道上浜高茶屋久居線、こちらは供用済みでございますが、につなぐ必要があることから、並行して事業を進めておまして、現在、道路詳細設計等を行っております。

なお、この区間の整備は、志登茂川の河芸町島崎町線の橋梁工事の進入路としても必要となります。

今後のスケジュールでございますが、まずは、早期に両路線の用地取得が

できるよう、令和6年度は用地測量及び物件調査等を行うなど、地元の理解及び津市の協力を得ながら、切れ目なく事業を進めてまいります。

〔9番 川口 円議員登壇〕

○9番（川口 円） ありがとうございます。

私のところに来た要望で、地元住民ですが、通勤帰宅ラッシュで市民への影響が大きいのはもちろん、緊急車両の通行の妨げになっているのが一番の心配事です。渋滞緩和をして、いち早く患者を病院へ、三重大学医学部附属病院がありますので重度の方が搬送されるというのも考えられますので、いち早く患者を病院を送り届けられるようにお願いします。

また、通勤で毎日三重大学前を通りますと。渋滞がなければ朝15分の時間ができます。子どもがいると、朝のこの時間はとっても貴重です。渋滞解消に向けて活動してくれる人がいるだけでもうれしいです。

江戸橋付近に住んでいますが、国道23号へ出る車で、朝夕は、江戸橋駅、江戸橋辺りが大変渋滞します。細い道なので不安ですとか。

あと、朝夕の通勤にかかる時間が異常ですと。私が子どもの頃からずっと変わらず、周りの人も諦めています。時は金なりという言葉があるように、渋滞が解消されれば、自由に使える時間が増えますので、ぜひとも改善をお願いします等、渋滞緩和というのは国のほうだと思うんですけど、県のほうの整備が進めば、車の分散が自然と図られるので、渋滞緩和につながるということになると思いますので、引き続き、力強い支援をしていただきながら、完成に向けて取組をお願いしたいと思います。

最後に、私が仲よくさせていただいておる玄氏が、この前、雑誌のほうにメッセージを出されたんです。

これが、誰の命を救うために政治をやっているのか。今の政治は日本の国が根腐れしとるのに、枝葉の剪定ばかりやって、見た目を取り繕っているだけやろ。これでは枯れた果実しか収穫できひん。未来のために種をまいて、しっかりと大地に根っこを張らせる。それが政治が真っ先にやるべきことやろうと思います。

政治家はよく国民の生命と財産を守ると言うけど、誰の命を救うために政治をやっとるねん。たった1人の命を救えずして、万人の命を救うことなんかできるはずがない。命には貧富も貴賤も、性別も学歴も、国籍も宗教も関係あらへん。全て同じ、たった一つの命やんか。

こういうことを日々やってみえる方が、日本のど真ん中の繁華街でいらっしゃる。私は、その方に、意見をいろいろ交換させていただきながら、勉強させていただいている1人として、肝に銘じ、これからも頑張らせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

休 憩

○議長（中森博文） 暫時休憩いたします。

午前11時1分休憩

午前11時10分開議

開 議

○議長（中森博文） 休憩前に引き続き会議を開きます。

県政に対する質問を継続いたします。43番 中嶋年規議員。

〔43番 中嶋年規議員登壇・拍手〕

○43番（中嶋年規） 志摩市選挙区選出、自由民主党の中嶋年規でございます。

6期目となって初めての質問をさせていただきます。何回もやっているんですけど、毎回緊張しまくっております、今日もかなり緊張しておりますところでございます。

この6月16日から18日まで、志摩市でG7三重・伊勢志摩交通大臣会合を開催していただきました。大変安全に、そして成功裏に終えていただいたと思っております。県の雇用経済部のスタッフはじめ、関係者の皆様に心から感謝を申し上げたいと思います。

特に今回、若い世代の方が参画し、外国の要人の方と接したり、贈答品づ

くりに取り組んだり、様々なパフォーマンスを披露していただいたり、大活躍でありました。ぜひともこうした取組は、今後ともぜひ続けていただきたいなと思うところであります。

本日、私、胸に、各国大臣に贈られたラペルピン、真珠のラペルピンのレプリカを初めてつけさせていただきました。これ、志摩市のふるさと納税の返礼品になっております。数量限定でございますので、ぜひ皆さんよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、通告に従ひまして質問に入らせていただきます。

最初に、インバウンド誘客の強化と持続可能な観光地づくりということで、三つに分けて質問させていただきます。

まず一つ目は、国際的に注目される式年遷宮に向けてということでございます。

式年遷宮まであと10年となりました。それまでの間のこれからのイベント事を確認していきたいんですが、2024年、来年は熊野古道世界遺産登録20周年を迎えます。2025年には、大阪・関西万博が開催されます。2026年は、愛知・名古屋アジア競技大会、また、伊勢志摩国立公園指定80周年、四日市バスタの完成が予定されております。2027年には、リニア中央新幹線の開業が期待されるところであります。2031年には、羽田空港と東京駅を18分で結ぶ羽田空港アクセス線が開通します。

そして2033年、第63回式年遷宮ということであります。

こうした好機を捉えて、国内外からの観光誘客、特にインバウンド誘客に、これまで以上に力を入れていくべきではないかと考えております。

第62回式年遷宮が行われた10年前の平成25年3月の一般質問で、グローバル化がさらに進むであろう次の式年遷宮に向けて、国際的に注目され、多くの外国人が訪れる機会になるよう、県としても取り組んでいただきたいと提案させていただきました。

当時の鈴木英敬知事からは、伊勢神宮が世界の様々な聖地と同様に、世界からしっかりと認知され、崇敬され、注目される場所、そして、それが存在

する三重県、日本になれたらという思いを持っておりますとの答弁をいただきました。

そして、伊勢志摩サミットの志摩市での開催が決定した1週間後の平成27年6月にも質問をさせていただきまして、そのときに、私のほうから、今回の伊勢志摩サミット開催が、次の式年遷宮をグローバル社会を見据えた取組として高めていく絶好の機会と考えるがいかがかと、質問させていただきました。

鈴木前知事からは、次回遷宮を日本の方々だけでなく、世界の方々に来ていただくものにしたと申し上げた思いは、いささかも変わることはありません。むしろ、今回のサミット決定や、近年のインバウンドの急増等を踏まえ、より強くなっているというのが率直な思いです。

伊勢神宮や遷宮行事を中心として、この地域で育まれてきた精神性は、多様な価値観を寛容に受け入れ、共生して生きるというものであり、今後の世界の平和や繁栄のために、間違いなく重要な視点です。

伊勢神宮などが世界から認知され、崇敬され、注目を集める場所になることが望ましいとの答弁でありました。

そこでお尋ねいたしますけれども、10年後に迫った第63回式年遷宮を控え、インバウンド誘客強化の観点からも、伊勢神宮や遷宮行事について、グローバルに発信し、世界から認知され、崇敬され、注目を集めることを目指すとした鈴木前知事の思いを継承し発展させていくのか、お伺いしたいと思います。

また、平成27年6月の知事の答弁では、伊勢神宮や遷宮行事自体の意義やすばらしさを、海外の方々に分かっていただくための伝え方がまだ十分ではない。どのような内容をどのように発信するべきか検討し、その内容を行政だけでなく、多くの県民の皆さんや関係者が、ある程度共有する形で説明したり、発信することができることも大事との課題も指摘したところであります。

そこで、もう1点お伺いいたしますけれども、式年遷宮に関する海外のプロ

モーションをどのように強化していくのか、御答弁をよろしく願います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 「人生に伊勢志摩を」というのは、伊勢志摩観光コンベンションが、先月だったかと思えますけれども、東京を中心としたプロモーションをするときに使った言葉でありまして、これは、東京の大規模ターミナルとか、たしか山手線の中でも、そういう広告を出していたということを、東京の友人から私も聞いておりますし、自分としても駅で見かけたことがございます。

何度も私、答弁させていただいていますけど、三重県は観光魅力にあふれた県でもありますし、特に南部、伊勢志摩に限らず、東紀州も歴史、それから伝統、食、すばらしい観光魅力にあふれた場所でございます。

伊賀忍者だとか、F1であるとか、宿場町であるとか、そういうものと並んで、伊勢神宮というのは非常に重要な観光資源であると思っております。

平成28年のG7伊勢志摩サミット、皆さん記憶におありだと思いますけれども、ここでも各国の首脳が伊勢神宮を御訪問いただきましたし、また先般、この6月に行われましたG7三重・伊勢志摩交通大臣会合でも、大臣の皆さんが伊勢神宮を訪問されました。私も一緒に行きまして、イギリスの大臣と、それからドイツの大使、ドイツは大臣が御参加できなかったから大使が来られたんです。そして、EUの委員長に対して、伊勢神宮の精神性を、片言でありましたけど英語で説明したことを覚えておりますし、非常に伊勢神宮の森厳な雰囲気、各国の大臣、大使は感銘を受けておいでになられました。

さらに、それだけではなくて、議員がおっしゃったように、今回の交通大臣会合の大きなポイントは、若い人たちが直接大臣などとふれあうことができたということなんです。伊勢神宮でも、宇治山田商業高校の生徒が伊勢神宮の案内をされまして、そのときに遷宮についてもお話をされておられます。

遷宮というのは、主に石の文化である欧米にとっては、非常に、新しいも

のとして、あるいはSDG sの精神を体現するものとして映るようでありますので、これも感銘を受けておられるというのもよく分かるというところでございます。

今後、議員が今挙げられた様々なイベントが、三重県の周辺で、あるいは日本で行われるわけでございますので、そういう機会を捉えて、これは式年遷宮だけではないですけど、三重県の魅力を訴えていく必要があると思っています。

今年の3月には、伊勢志摩地域は、観光庁から全国で11か所しか選ばれなかった、地方における高付加価値なインバウンド観光地づくりのモデル観光地に選定されているわけございまして、当地域のDMOであります伊勢志摩観光コンベンション機構が今、取組を一生懸命進めているところです。先ほど申し上げました誘客のキャッチフレーズ、そしてポスターの展開、あるいは動画の展開も同じことではないかなと思っています。

今度、1月にタイを訪問させていただきますけれども、そのときも、富裕層向けの説明、観光の説明、それからインセンティブツアーの造成についても働きかけをしたいと思っていますので、そういうところでも。それから、2025年の大阪・関西万博でも、三重県、そして伊勢志摩の魅力の発信というのは、きちんとやっていきたいと考えております。

ただ、これ、難しいのは、ヨーロッパの方々に割と理解してもらいやすいところはあるんですが、伊勢志摩、志摩は食とか自然という分かりやすいところがあるんですが、伊勢神宮は特にスピリチュアルな部分、精神性が非常に高いものございまして、これはなかなか自分の体験と照らし合わせて理解するというのは難しいところがあるのも事実でありまして、インバウンドのお客様が、三重県に少ないのはそういったところもあるのかもしれない。

ここを乗り越えて、多くの方に伊勢神宮の魅力を感じていただいて、来ていただくようにする、これが2点目の御質問の観光プロモーションの課題であると考えております。

分かりやすく、でも難しいんですけれども、それを説明していくということなので、ふだんからのアピールが重要であるのは事実であります。それから、先ほど申し上げましたトップセールスみたいなタイミングでちゃんと話をする。それから、大阪・関西万博のようなイベントのときにもきちんと誘客をしていく。これが大事ではございますが、どうやってプレイアップしていくのかということも考えながら進めていかなければいけません。

幸いなことに、式年遷宮の関係では、令和7年、2025年に始まる山口祭から始まって、お木曳の行事なんかもあります。それから宇治橋の架け替えの行事もあります。そういったものをプレイアップしながら、分かりやすく周知して、そして観光誘客につなげていくというのが、これからの海外の観光プロモーションのやり方ではないかなと考えているところでございます。

[43番 中嶋年規議員登壇]

○43番（中嶋年規） 御答弁いただきました。

G7三重・伊勢志摩交通大臣会合のときに、知事が大臣等と伊勢神宮のほうへ行っていただいて、その精神性について英語で説明されて、なかなか難しかったと。フランス語のほうがよかったんじゃないかなという感じもするんですが。

おっしゃるように、その精神性というところをいかに伝えるかということところは、非常に難しいところだと思います。それだけに、県が主体となって、この精神性の伝え方というところを、ぜひ一度、方向性を取りまとめたいただきたいなと思います。

私自身は、第61回の式年遷宮、第62回の式年遷宮、2回体験させていただいておりますけれども、やっぱり61回るときというのは、どっちかということ身内だけという感じだったんですが、前回の遷宮は、本当に全国から多くの皆さんに来ていただいて、かなりの盛り上がりを見せた。

次は、世界に開かれたという、この3段階で、ぜひ、10年後の式年遷宮、多分生きていると思いますので、私も体験したいと思っている中で、多くの外国人の方、多くの国籍、多くの方が、多様な方が参加いただけるような、

そういう式年遷宮にさせていただけるように御努力いただきたいと思います。

それでは、インバウンド誘客の強化ということで2番目の質問に入らせていただきます。

まず、三重県の観光の現状につきまして、このパネルを御覧いただきたいと思います。(パネルを示す)三重県観光の課題と方向性ということで、平均宿泊日数というのが全国33位と低位であります。そのため、県では拠点滞在型観光の推進を図っていただいております。

また、首都圏からの宿泊来訪者が減少していて、先ほどお話ししました第62回の式年遷宮以降、6年で約50万人減少しています。そこで先ほど、知事からもお話があったような首都圏等への観光プロモーションを今力を入れていただいております。

そして、外国人宿泊割合が低位ということで、これ、全国36位であります。インバウンド誘客に取り組んでいただいております。

インバウンド誘客に関する県における令和5年度の取組として、高付加価値旅行者層の誘致促進、戦略的なプロモーションの実施、国際会議などMICE誘致の促進、これらを3本柱として取り組んでいただいております。

一方で、先ほど申し上げましたように、来県する観光客に占める外国人の比率が低い。それから、空港や高速鉄道駅の空白区域のため、宿泊につながりにくい。安いインバウンドツアーを受け入れていないなどの課題があると認識しております。

そこで、お伺いいたしますけれども、県内の観光資源を分析し、富裕層を主たるターゲットとする地域と、団体客や海外個人旅行者、いわゆるFIT、これらをターゲットとする地域とに分け、それぞれに合った取組を、めり張りをもって地域DMOなどと進めることが有効だと考えますが、御所見を伺います。

2点目は、空港や新幹線の駅のない県内事情を踏まえ、団体客や海外個人旅行者の誘客を図るため、令和8年12月完成予定の四日市バスタをハブとし

た県内各地へのインバウンド観光商品づくりを地域の旅行業者と協働して取り組んではいかがでしょうか。御所見をお伺いします。

〔増田行信観光部長登壇〕

○観光部長（増田行信） それでは、インバウンド誘客に関連しまして2点ほど、大きくお答えさせていただきます。

まず、観光資源を分析し、DMOとの連携を進めることが有効だということについてお答えいたします。

三重県では、令和4年度に、日本政府観光局、いわゆるJNTOと申しますが、と連携し、県内の主要な観光資源に関しまして、台湾、タイ、フランスなど6市場に所在いたしますJNTOの海外事務所職員による評価を行ってまいりました。

また、今年度は、高付加価値旅行者層の誘致促進に注力する中で、市場別の富裕層の人数や旅行のスタイル、三重県の観光資源との親和性の高さなどを踏まえた新たなターゲット市場の調査にも今取り組んでいるところでございます。

また、インバウンド誘客につきましては、やはり地域の司令塔でありますDMOと十分に連携して取り組むことが大変重要だと考えておまして、各地域には、それぞれ美しい自然や歴史・文化、魅力的な食や宿泊施設などの観光資源がありますので、DMOなどが主体となりまして、地域ごとの特徴を踏まえた戦略的な取組を進めていくことが大変重要だと考えております。

県といたしましては、DMOの戦略策定などの育成支援や、観光資源の磨き上げなどの支援に取り組んでいるところでございます。

議員からも提案がありましたが、今後も引き続き、県が実施する調査の分析結果を共有し、様々なデータ分析のプラットフォームの提供などを含めて、各地域におけるDMOのいわゆるターゲティングであったり、戦略策定を支援し、DMOと連携した海外誘客プロモーションに取り組んでまいりたいと考えております。

二つ目の御質問であります、四日市バスタを活用したインバウンドの取

組でございます。

平成28年4月にバスタ新宿が開設されておりまして、バスタ新宿の状況を聞いてみますと、その施設内に設置されました東京観光情報センターの利用者のうち、4割以上が海外の方が利用されていると伺っております。この海外の方が、バスタ新宿を起点としてインバウンド向け、つまり、現在、大変有名になっております富士登山ツアーなどのバスツアーも充実しておりまして、地域での着地型バスツアーに対する外国人旅行者のニーズが一定程度あるということで承知しております。

現状、四日市バスタの活用につきましては、現状、四日市を訪問、または滞在する海外の方は、一般的にビジネス目的の方が今多いと伺っておりまして、新たに開業するこの四日市バスタが、県内のハブとして機能し、多くの旅行者が利用することになれば、例えば市内の水沢のかぶせ茶であったりとか、四日市コンビナートの夜景なんていう市内の観光を楽しむツアーに加えて、伊勢志摩をはじめとする県内各地を周遊するツアーの拠点としても活用できる可能性を秘めておりまして、県内の旅行業者によりまして、この着地型旅行商品が提供されることで、さらに、県内の周遊促進につながるということも考えられると思います。

このため、議員より御提案のありました商品の造成とかにつきましては、今後、海外旅行者のバス旅行に対するニーズであったりとか、地域の意向など情報収集を行わせていただき、県内旅行業関係者との意見交換を行ってまいりたいと考えております。

〔43番 中嶋年規議員登壇〕

○43番（中嶋年規） ありがとうございます。

ぜひ着地型旅行商品の造成に向けて、地域の旅行業者の方との意見交換をしていただきたいと思います。

一般社団法人三重県旅行業協会も、私たちが窓口になってすることはやりますよ、ということも御提案いただいておりますので、ぜひとも、そういった、それぞれの地域の特性を生かした旅行商品づくりというのを進めていた

だきたいと思ひますし、また1点目のほうですけれども、やっぱりめり張りを持ってやる、戦略性を持ってやるっていうことは、まさにめり張りだと思ひますので、ぜひとも戦略性を持てるために、気仙沼市なんかと一緒に調査に行かせていただいたこともありましたが、あそこのように戦略性を持つためには、やっぱり基のデータというものがないとできないと思ひますので、その辺りも今やっていただいておりますが、引き続き強化していただきたいと思ひます。

それでは、3点目の質問に入らせていただきます。

パネルのほうを出させてもらいます。(パネルを示す) 持続的な観光地づくりと観光政策というテーマで、令和5年度当初予算では重点施策の一つとして、観光に注力されていらっしゃいます。組織として観光部を設置し、職員も年々増員していただいておりますし、観光関連予算も毎年増額していただいております。

現在、10年後を見据え、令和6年度から8年度に重点的に取り組む内容を盛り込んだ三重県観光振興基本計画を策定していただいております。こうした取組を通じて、地域社会・経済に好循環を生む持続可能な観光地づくりを進めていただいております。この流れを途切れさせることなく、まさに、持続可能な観光政策に積極的に取り組んでいくためには、財源も必要となると考えます。

そこで、法定外目的税であります宿泊税の創設、導入を提言したいと思ひます。

全国での宿泊税の現状であります。既に導入しているのは、都府県では、東京都、大阪府、福岡県の3都府県、市町村では、京都市、金沢市、福岡市、北九州市、長崎市、ニセコの観光圏内にある北海道倶知安町の6市町であります。そしてまた今、導入を検討しているのが、北海道、広島県、沖縄県で導入に向けての検討が進んでおります。

宿泊税を財源とした事業として御紹介したいのが福岡県の取組でありまして、(パネルを示す)無線LAN環境整備など受入れ環境の充実、訪日外国人

向け体験プログラムを組み込んだ旅行商品の造成など、観光資源の魅力向上、福岡県ウェブ観光案内所の開設など、効果的な情報発信、観光ボランティアガイドや観光案内スタッフの育成など、観光振興の体制強化、県内市町村へ福岡県宿泊税交付金など、市町村への財政支援といった事例もございます。

本県においても、法定外目的税として宿泊税を創設し、県内観光のハード・ソフト整備を持続的に進め、三重県観光の魅力を高めることが必要だと考えます。

そこでお伺いいたしますけれども、持続的な観光地づくりを進める施策の財源として、ホテル旅館業など関係者の理解の下、三重県においても、宿泊税の導入を検討してはいかがでしょうか。御所見をお伺いします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 平成12年4月の地方税法の改正で新たに法定外目的税というのが創設されて、平成14年10月、先ほど、議員に御指摘いただいたように東京都が最初に宿泊税を導入し、今のタイミングでは3都府県6市町も導入しているということであります。

観光というのは、今あるものを見てもらうというのも、これは大事なんですけれども、分かりやすい形にせないかんというのもありまして、数か国語に翻訳して分かりやすい情報を提供するというのも大事です。それから、宿泊施設を整備していくというのも大事ですし、加えて、そこへ行くまでの交通、今、観光地のタクシーが不足しているという話が出ていますけれども、そういうものについてもインフラ整備の一環として、お金がかかるのが事実であります。そのための財源。

さらには、今、オーバーツーリズムの話も言われております。それを防止するためにどうするのかと頭を悩ませている自治体もございまして、旅行者の受入れ環境を向上させていくための資金というのは、そこへおいでいただいた方、そして泊まっていた方にお支払いいただくという考え方で宿泊税というのが成り立っておるものでございます。

受入れ環境の整備は、これは三重県もやっていかなきゃいかんのですけど、

御案内のように財源がそんなに潤沢にあるわけでもない。そこで、宿泊税というのは一つの選択肢としてはあり得ると考えておるものでございます。

他府県の状況も見てみますと、やはり関係者の御意見を丁寧に聞き取っていくということも重要でございますので、今後、そうした御意見が出てくることも考えられます。御意見を丁寧に聞きながら、こういった形があり得るのか勘案してまいりたいと考えております。

〔43番 中嶋年規議員登壇〕

○43番（中嶋年規） 関係者の皆さんとの意見交換をしていく中で、もちろんホテル、旅館の方からすると、その徴収をして、それを県のほうにお支払いするという手間が増えることになるわけですが、それをしてでもなお、この宿泊税を使うことによって、こういう観光政策、こういう観光地づくりのために使うんですよという説明をしていく中で、それがまた新たな観光地の在り方ということ、それぞれの地域の皆さんが考えるきっかけにもなると思いますので、ぜひとも前向きに御検討を進めていただきたいと思います。

それでは、大きく二つ目の質問のほうに入らせていただきます。

二つ目の質問は、公共事業のこれから～地域の建設業を守れ、というタイトルでございます。

建設業は、公共事業等の施工者として社会生活の利便性の向上や、公共土木施設等の安全性の確保、自然災害発生時の緊急対応、早期復旧など、私たちの生活に不可欠な産業であり、地域におけるエッセンシャルワーカーとも言えると思います。

こうした建設業の社会的な役割を継続的、安定的に果たしていただき、地域社会の安全・安心、快適性を高め、加えて、地域産業のさらなる発展を実現する上で、安定した公共事業量の確保と個々の発注工事における適正な利潤の確保が不可欠であります。

しかし、建設業界は、働き方改革に伴う時間外労働の上限規制への対応、いわゆる2024年問題、あるいは物価・人件費の高騰、若手労働者不足などの課題を抱え、かなり切迫した状況にあると感じております。

11月28日に、三重県建設業協会の山野会長をはじめ、県内各地の支部長など12名もの皆さんが自由民主党へ緊急要望にも来ていただいたところであります。

そこでお伺いしますが、国への積極的な要望、建設県債の積極的な活用などにより、令和6年度当初予算では、令和5年度を上回る公共事業予算を確保できないか、お伺いします。

また、十分な事業量を確保するとともに、県内受注率を高めることも求められます。

このパネルを御覧ください。（パネルを示す）直近10年間の国直轄事業も含めた公共事業の県内取扱高について、建設業協会から頂いた資料を基に、三重県と岐阜県とを比較してグラフにしたものであります。令和元年から4年間、三重県における取扱高が大きく低迷していることが分かります。

そこでお伺いしますが、災害時における地域の安全性確保の中心となる建設業の健全育成の観点から、県内建設業者への受注率をさらに上げる取組を進められないか、お伺いいたします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 公共事業というのは、改めて申し上げるまでもありませんけれども、地域の産業、これは単に工業だけではなくて、生産物を運ぶという意味でも農林水産業にとっても非常に重要な事業であります。

また、観光にとっても重要でありまして、道路が開通すれば、今まで来れなかった多くの方が来られるということで、これは地域にとって非常に重要な事業であることは、これは論をまちません。

また、例えば交通の利便性が人口減少問題対策に非常に大きな影響があるというのは、何度もこれは議会で御答弁させていただいたところでございますので、人口減少対策としても公共事業というのは重要であります。

それだけではなくて、議員に御指摘いただいたように、災害対策ということでも、地元の建設業界の方々には、県に直接の災害復旧の手段がないということもあって、非常に県民のために、県民の命と財産を守るために頑張っ

いただいています。

今年を振り返りましても、公共事業で様々な行事がございました。例えば、3月には川上ダムの事業完了がありまして、地元の方々の喜びの声を聞いております。また、7月には第二伊勢道路の恵利原五知トンネルの貫通式もございました。また11月には、中勢バイパスの全線開通もございまして、地元のそれぞれの喜びの声を聞いております。

また、来年を見通しますと、秋頃には、新宮紀宝道路の開通があるということが予測されておりますし、また、北勢バイパスの開通も、恐らく来年度内にはできるんだろうと言われていまして、非常に大きな希望を地元も持っているわけでございますし、県としてもそういうふうと考えております。

したがいまして、そのためには公共事業予算を確保せないかんということでございますが、県土整備部においては、予算の確保に努めているということをお知らせして、県土整備部が作ってきた答弁には書いていただいているわけでございますが、これ、県土整備部だけではなくて、議員の皆さんも要望に行っていたと思いますし、それから市町の皆さんも要望に行っていたと思いますし、私も要望に行かせていただいているところでございまして、県全体として、絶対に必要なんだという意思を伝えていくのが大事であると思っております。

それもありまして、まだ額的には確定はしておりませんが、一般公共でいいますと、かなりの額の補正の内示の額が通知される見込みでございます。さらに四日市港管理組合につきましても、昨年3倍程度の補正額が提示される見込みとなっていると聞いております。

これは、地元の、特に市町の方々の熱意が大きく伝わっていったものだろうと考えていますし、県としても、その思いをきっちり国に伝え、そして公共事業をしっかりと進めていく。これは県民の幸せ、そして安全のためにやっていきたいと考えておるところでございます。

〔佐竹元宏県土整備部理事登壇〕

○**県土整備部理事（佐竹元宏）** 県内建設企業への発注につきまして、御答弁いたします。

先ほどから議員に御紹介いただきましたとおり、地域の建設企業は社会基盤の整備や維持管理、日常の緊急対応に加えまして、災害時の迅速かつ円滑な対応など、地域の安全・安心を確保する上で重要な役割を担っております。

今後もこれらの役割を果たしていくには、地域の建設企業が適正な利潤を確保いたしまして、将来にわたり存続し続けることが必要と考えております。

三重県における建設工事は、発注方法の取扱いを定めて統一的な運用を図っておりまして、県内建設企業が施工可能なものについては、競争性を確保した上で、県内建設企業を対象とした発注を原則としております。

また、技術的難易度の高い大規模工事等の発注におきましては、工事経験や受注機会の確保ができるよう、特定JV制度を活用し、WTOなどの制約があるものを除きまして構成員は県内建設企業を対象とするなど、受注できる環境を整えているところでございます。

なお、令和4年度、県発注建設工事におけます県内建設企業の受注実績でございますが、件数ベースで92.7%、金額ベースで89%となっております。

今後も引き続き、県内建設企業への発注に努めてまいります。

〔43番 中嶋年規議員登壇〕

○**43番（中嶋年規）** まず、国への要望の話ですけれども、実は知事も10月17日に県土整備部長と共に、国土強靱化補正予算確保に向けて要望していただいて、その結果が早速表れたと思っていますので、ぜひとも引き続き、この流れを止めずに要望活動をしっかりとやっていただいて、多くの事業、特に既に決まっている事業はいいんですが、新たな事業箇所をどう提案していくか、それに対して、国がそれを理解して応援していただけるかどうかということが大事だと思いますので、新たな事業を構築していただきたいということが1点あります。

それから、県内建設業者への受注率を上げる話ですけれども、これ、さきの参議院の予算委員会で吉川ゆうみ議員のほうから、斉藤大臣のほうに同様

の質問をされていまして、そのときに、例えば実績がこれまでもない企業であったとしても、やれる技術力があるならば、その県内企業にその地域の工事を受けさせてもらえるような仕組みにできないかということもお尋ねになられて、斉藤大臣のほうからも前向きな答弁をいただいておりますので、さらに、県内の事業者が受注できるような状況を御検討いただきたいと思います。

時間がないので、建設県債のことは申し上げませんが、ぜひ総務部長には、建設県債は借金ではない、将来世代も負担していただく投資であるという観点から、建設県債の積極的な発行、それに伴う事業量の確保をぜひお願いしたいと思います。

再質問を幾つかさせていただきます。

入札に関する提案を3点ほどさせていただきます。

まず、先ほど申し上げましたように、建設業の働き方改革で現場稼働時間が現状の約80%に減少するということが見積もられておりまして、これに伴う建設労働者の賃金低下を避けるため、予定価格算定基準を見直し、予定価格を引き上げてはどうかというのが1点目です。

2点目ですけれども、建設業者が公共事業の品質を確保するため、技術者の処遇の向上、人材の確保や育成、災害対応を含めたBCP体制の強化など、様々な取組を進めていただいております。このことで、現場管理費や一般管理費のコストが増加し、利益率が低下傾向にあります。

そこで、適正な利潤の確保の観点から、低入札調査基準価格や最低制限価格を引き上げられないか。より具体的には、調査基準価格の算定式の現場管理費と一般管理費に乘ずる係数を改正し、平均落札率が95%程度となるように、見直しを行ってはどうかということを御提案します。

3点目は、設備の関係の入札です。

現在、2億円以上5億円未満とされている建築設備工事の特定JV発注基準について、設備単独改修工事については、機器製造にかかるコストの割合が高いことや、機器の製作期間が長くなる中、2名の技術者を現場に常駐さ

せる必要がないなどの現状を踏まえると、JVによる施工になじまないと考えられることから、設備単独改修工事についてのJV発注は5億円以上としてはいかがでしょうか。御答弁をよろしく申し上げます。

○**県土整備部理事（佐竹元宏）** まず、一つ目の予定価格についてでございますけれども、予定価格につきましては、国土交通省や農林水産省などの積算基準を参考に、三重県が制定する積算基準に基づいて算定しております。

国土交通省では、2024年度からの時間外労働規制の適用に向けまして、工事積算等の適正化に取り組んでおりまして、1日の就業時間に朝礼、準備、後片づけや現場への移動時間などを考慮した積算にするための方法を多角的に検討していると聞いております。

建設業では担い手不足が課題となっており、それを解消するためには、建設労働者の処遇改善が重要と考えております。11月には国土交通省へこれらのことを適切に反映した積算基準への全面的な見直しを要望させていただいたところでございます。

国において、時間外労働規制の適用に向けて積算基準の改定を行った際は、県の積算基準を速やかに改定いたしまして、適切に予定価格に反映していきたいと思います。また、これによります工期についても適切に設定してまいります。

続きまして、低入札基準価格等についての御答弁でございますけれども、三重県の低入札調査基準価格等の算定におきましては、平成28年度より、国の中央公契連モデルの算定式を参考に、県内建設企業の実情を踏まえまして、適正な利潤が確保できるよう、中央公契連モデルより高い値となる三重県独自算定式を採用しております。

直近では、令和4年3月の国の改正に合わせて、令和4年7月の県算定式の改正を行っておりまして、この改正では、県内建設企業の売上高に占める一般管理費の割合が全国平均に比べ高いことから、これを反映した算定式に見直したところでございます。

県内建設企業の売上高経常利益率は、他産業と比較していまだ低い状況に

あることから、地域の建設企業が適正な利潤を確保し、将来にわたって存続できるよう、引き続き建設企業の実情を踏まえまして、低入札調査基準価格等の適切な設定に努めてまいります。

それから、三つ目の建設設備工事につきましてでございますけれども、建設設備工事における特定JVを対象とした工事規模につきましては、平成28年度に1億円以上から2億円以上に引き上げまして、現在、2億円以上の工場を対象としておるところでございます。

議員から御指摘がございました一般的に工事費に対する機器製造にかかる費用の割合が高い設備単独改修工事におきましては、特定JV対象工事規模のさらなる引上げについて、県内企業の受注機会の確保の観点も含めまして、関係団体の意見を聞きながら検討していきたいと考えております。

以上でございます。

〔43番 中嶋年規議員登壇〕

○43番（中嶋年規） 三つの提案に対して、それぞれお答えいただきました。比較的前向きに検討いただけるということでありますので、しっかりとその状況をまた報告いただきたいと思いますし、我々もチェックさせていただきたいと思います。

二つ目の再質問なんですが、災害対応のための鶴方磯部バイパスの改良ということで、いきなり地元話になるんですが、（パネルを示す）鶴方磯部バイパスというのは、この赤のラインでございまして、ここへ防災道の駅伊勢志摩というのがあります。そこへつながる道路であります。

写真も撮ってきてあるんですけれども、（パネルを示す）国道167号鶴方磯部バイパスは暫定2車線で供用しています。道路用地は、4車線分取得済みでありまして、この道路の左側のところはもう公共用地となっております。橋梁の下部工も終わっています。津波浸水区域から高台に位置し、緊急輸送道路として指定されております。

南海トラフ地震を想定した場合、防災道の駅伊勢志摩までの区間について、万が一のり面が崩落しても道路としての機能を維持する、また、不測の事態

が生じた場合に、片側2車線を救命救急などの現場対応の拠点として利用するなど、防災体制の強化の観点から早期の4車線化の要望がございます。

そこでお伺いしますが、志摩市の災害対応力を高め、防災道の駅とのアクセス維持と向上を図る観点から、国道167号鵜方磯部バイパスを早期に4車線化することはできないか、お伺いいたします。

○県土整備部長（若尾将徳） 鵜方磯部バイパスの4車線化ということでございますが、この鵜方磯部バイパスは地域高規格道路の伊勢志摩連絡道路の一部でありまして、この伊勢志摩連絡道路は約20キロメートルの地域高規格道路でありまして、伊勢地域と志摩地域を結ぶ幹線道路で緊急輸送道路にも指定されています非常に重要な道路であります。

平成25年9月には第二伊勢道路が開通しまして、平成29年12月には鵜方磯部バイパスが暫定2車線、もともと計画は4車線なのですが、暫定の2車線で整備されている状態であります。現在、磯部バイパスの整備を行っていきまして、これが令和6年度完成を目指して工事を進めております。

また、磯部バイパスと白木インターチェンジの間、ここはまだ未事業化区間となっておりますので、そちらについて今後の整備に向けた調査検討を行っているところでございます。

このように、現在、まず2車線の暫定整備ということをして、この伊勢志摩連絡道路の整備として努めているところでございまして、議員がおっしゃる防災道の駅へのアクセスの4車線化ということについては、現在進めているバイパス整備の状況とか交通状況、あるいは議員がおっしゃる安全性の確保、防災の確保、そういった観点を見据えながら、今後検討していきたいと考えております。

〔43番 中嶋年規議員登壇〕

○43番（中嶋年規） 想定どおりの答弁だったなという感じでありまして、ただ、災害はいつやってくるかわかりませんので、そういった観点からも、できるだけ早く暫定2車線から4車線化、進めていただけるように、検討のペースを上げていただきたいと思いますのでよろしく申し上げます。

では、三つ目の質問に入らせていただきます。

洋上風力発電の必要性とはということで聞かせていただきます。

洋上風力発電は、令和元年4月の海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行以来、日本海側の北海道、東北地方を中心に、本年10月時点で10の促進区域、9の有望区域が指定されております。

再エネ海域利用法のスキームは次のとおりであります。

(パネルを示す) 年度末に国から都道府県に候補区域についての照会があり、その情報提供を基に、夏から秋にかけて国が一定の準備段階に進んでいる区域として公表し、その中から、促進区域の候補地になり得ること、法定協議会の設置が可能なことなどの条件をクリアした区域を有望な区域として国が指定し、洋上風力発電事業の検討に必要な基本設計に関する調査を国が実施する、いわゆるセントラル方式と言われていますが、そうした調査を行い、利害関係者や学識経験者、国、県、市町で構成する法定協議会の同意の下、促進区域の指定、そして、国が洋上風力発電の事業者を公募、選定を行い、運転開始という流れになります。

資源エネルギー庁の方にいろいろと教えていただいたところで行きますと、幾つか留意点がございまして、一定の準備段階に進んでいる区域に指定される前提として、行政と利害関係者による任意の協議の場を設けている事例が多いこと。有望な区域に指定されたとしても、法定協議会の議論によっては、必ず促進区域になるものではないこと。洋上風力発電を手段として、国が選定する事業者と共に、地域の未来、漁業の未来など、目指す姿を描くことが重要であること。洋上風力発電事業者は、出力規模に応じた基金を造成し、それを自治体が管理、または財団をつくって管理する。基金の用途は、法定協議会が意思決定する方法で地域貢献・地域共生を図っているということでありました。

知事は就任直後から、この議場においても、また新聞インタビューなどでも洋上風力発電に関する発言をされていらっしゃると思います。その多くは、導入

に向け前向きなものと捉えております。

こうしたことも受け、県では既に、風況などポテンシャル調査、基地港湾や維持管理をするためのO&M港湾の可能性に関する検討を実施しております。

しかし、県民、とりわけ船舶運航業者や漁業者など、影響が大きいと思われる方々へ正しい情報が伝わっておらず、混乱や当惑の声も聞こえます。

そこでお伺いいたしますけれども、この地域の将来にとって、洋上風力発電の県内立地の必要性をどのように考えていらっしゃるのでしょうか。答弁をよろしくお願いします。

〔小見山幸弘雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（小見山幸弘） 御答弁申し上げます。

日本全体でカーボンニュートラルを進める中、国において洋上風力発電は、大量導入によるコスト低減が可能となるとともに、経済波及効果が大いことから、再生可能エネルギーの主力電源化の切り札として推進していくことが必要であるとされておるところでございます。

県におきましても、「ゼロエミッションみえ」プロジェクト推進方針の中で、再生可能エネルギーの導入・利用促進のうち、洋上風力発電の取組方向を示しておるところでございます。

こうした中、洋上風力発電に関心のある地域に対して必要な情報の収集、提供などの支援を進めておりまして、先ほど御案内がありましたけれども、令和4年度は、三重県再生可能エネルギーポテンシャル調査を実施し、洋上風力発電について、伊勢湾口から志摩半島沖にかけて一定のポテンシャルがあることが示されたところでございます。

この結果につきましては、県内の全市町にも共有させていただいたところでございます。

今後の進め方でございますが、洋上風力発電の県内立地の必要性については、様々な視点から慎重な検討が必要であると考えております。

今後も、先進地域における地域との共生の在り方や、県内に洋上風力発電

が導入された場合の経済効果などについて情報収集を進め、市町とも意見交換を行いながら、洋上風力発電の県内立地の必要性について、検討を進めてまいります。

〔43番 中嶋年規議員登壇〕

○43番（中嶋年規） 洋上風力発電事業そのものに対して、私は否定的な立場ではございません。国全体としてカーボンニュートラルを進めていくという観点においては、必要な取組だと思っております。

ただ、それがこの三重県という地域で、しかも今おっしゃった志摩市、鳥羽市、南伊勢町辺りの、いわゆる風況がいいと言われるところに立地させることの必要性が本当にあるのか、それはこの地域の未来にとってどういう意味があるのか、このことがまだ全然見えてこない。今の答弁でも。

ここは慎重な検討をされるということでありますけれども、まさに慎重な検討をしていただいて、なぜ三重県に洋上風力発電が必要なのかという、我々を納得させるような説明ができるところまで精度を高めていただきたいと思います。

また、一度着手をすると、30年間ぐらいにわたる取組となります。今後、検討を進める際には、RDF焼却・発電事業の反省も踏まえて、洋上風力発電事業のリスク評価、これをしっかりと行っていただき、その結果によっては、洋上風力発電導入という判断をしていたとしても、その構想断念もちゅうちょなく行うべきと考えておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、最後の質問に入らせていただきます。

薬剤師の確保と偏在解消であります。

県の医療政策における医師や看護師の確保と偏在解消というのは、喫緊の課題でありまして、議会でも多くの議論がなされているところであります。

同様に、薬剤師の確保と偏在解消も待ったなしであります。県内の薬剤師は、人口10万人当たり171.7名と全国41位、うち病院薬剤師は全国46位、下から2番目ですね、薬局薬剤師は全国36位。

また、薬剤師の需要と供給のバランスが取れている状態を1.0とし、それ

以下では薬剤師が不足していることを示す薬剤師偏在指標を見ても、病院薬剤師は0.63、薬局薬剤師は0.90、全体として全国42位と、大変厳しい状況にあります。特に、病院薬剤師に関しては、三重県全域が薬剤師少数区域となります。

県では、三重県薬剤師会とも連携し、薬剤師確保のため、未就業薬剤師の復職や転職支援、県内外の薬科大学生のU・J・Iターン促進、薬剤師の魅力を中学生、高校生に伝える啓発に取り組んでいただいております。

また、現在検討中の第8次医療計画の中で策定を求められております三重県薬剤師確保計画（仮称）の議論の中では、県内医療機関に就業した場合、返還を免除する薬剤師就学奨学金制度の創設、未就業薬剤師の中でも、育児等のため退職や休職している潜在薬剤師の復帰支援、三重県出身者や三重県で学ぶ学生のアプローチ強化などの短期的な施策とともに、薬剤師の資質向上のためのキャリア形成プランの創設、DXによる病院や薬局における業務効率化の支援、鈴鹿医療科学大学薬学部にも、県内病院勤務などを要件とする地域枠の設定の検討などの長期的な施策を検討していただいております。

そこでお伺いいたしますけれども、今検討されていらっしゃる三重県薬剤師確保計画（仮称）で検討されている薬剤師確保の施策、これらを早急に、そして強力で推し進めていく必要があると思っておりますが、いかがでしょうか。

また、こうした施策に加えて、キャリアアップのための認定薬剤師などの取得の支援、表彰制度などの創設による、薬剤師ならではの視点から女性が働きやすい職場環境づくりの推進、就職前から定着後まで一貫した薬剤師確保対策を行う三重県薬剤師会、鈴鹿医療科学大学、県の3者による薬剤師確保検討チームの創設についても検討いただいたらどうかと思っておりますが、いかがでしょうか。御所見をお願いいたします。

〔小倉康彦医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（小倉康彦） 薬剤師の不足、偏在につきましては全国的な問題でありまして、本県においても、特に病院薬剤師の確保は喫緊の課題と認

識しております。

現在、計画策定を進めておりますけれども、これは計画期間は令和6年度から8年度の3年間となりまして、特に病院薬剤師不足につきましては、積極的な対策を実施しなければ、将来より深刻となるおそれがあります。

そのため、関係団体等としっかり連携するとともに、可能なものについては前倒しで実施するなど、スピード感を持って取組を進めてまいりたいと考えております。

新たな具体的取組につきましては、現在、種々検討を進めておるところですけれども、県内定着に向けましては、認定資格の取得支援ですとか、キャリアプランの提示など、キャリアアップの支援も重要と考えております。看護職員等他職種のキャリアアップ支援事業も参考にしながら、関係団体等の意見を聞きながら今後検討を進めてまいります。

また、県内定着を進めていくためには職場環境づくりも重要です。本県では、女性が働きやすい医療機関認証制度、これを独自に創設しまして、積極的に職場環境づくりに取り組む医療機関を認証していますが、この制度が医師や看護職員中心の取組と捉えられがちであるため、薬剤師も含めた医療従事者全体の取組として、広く浸透させる必要があると考えています。

認証を得た機関の取組を、より詳細に収集して、好事例の横展開にも努めてまいり、またさらに、薬局においても働きがいの向上、それから働きやすい職場環境づくりについて検討を進めてまいります。

現在、この計画策定に当たりましては、三重県薬剤師会、それから三重県病院薬剤師会、鈴鹿医療科学大学、三重大学医学部附属病院と構成するワーキンググループを設置しまして検討を行っております。

来年度以降もこの枠組みを活用しまして、関係機関と連携して、迅速に薬剤師確保対策についての施策を推進していきたいと考えております。

〔43番 中嶋年規議員登壇〕

○43番（中嶋年規） ありがとうございます。

おおむね方向性としては、私の思いと部長の思い、一緒だと思いますので、

ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

特に、薬剤師確保検討チームというのは、山口県のほうでもこういう事例があるわけでありますが、そういったところで具体的な施策を動かしていくということもそうですし、新たなアイデアもそこで出していく中で、薬剤師の確保に、ぜひとも効果を発揮する活動ができるようなチームにしていきたいなと思います。

県立志摩病院のほうでも薬剤師が不足しているということで、随分前から返還不要の奨学金制度をつくって、薬剤師の確保をしていますけれども、でも、やっぱりなかなか定着が難しいというところもありますので、薬剤師確保検討チームにおいては、定着というところも、ぜひ視野に入れていただいて、薬剤師会の皆さんとの協働、コラボレーション、そして、鈴鹿医療科学大学とのコラボレーションで進めていただきたいなということを強く御要望させていただきます。

本日は、4項目の質問をさせていただきました。種々御回答いただきましたけれども、これ、本当に実行していただくのかどうかというところをしっかりとチェックするのが我々の仕事でもあります。

ぜひ皆様方、県執行部におかれましては、今日、御答弁いただいたことを踏まえまして、しっかりと前向きな取組を進めていただきたいなと思います。

特に、くどいようですけれども、洋上風力発電のことについては、やはりまだまだ納得感が醸成できていないというのが実際だと思います。

ぜひとも慎重な検討の中、なぜこの三重県に、この三重県にとって洋上風力発電というものが、なぜ必要なかというところの検討をしっかりと進めていただいて、我々議会、県民のほうにもお示しいただきたい。そのことを改めてお願い申し上げます、私からの質問を終わらせていただきます。本日はありがとうございました。（拍手）

休

憩

○議長（中森博文） 暫時休憩いたします。

午後0時10分休憩

午後1時10分開議

開 議

○副議長（杉本熊野） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（杉本熊野） 県政に対する質問を継続いたします。2番 伊藤雅慶議員。

〔2番 伊藤雅慶議員登壇・拍手〕

○2番（伊藤雅慶） 皆さん、改めまして、こんにちは。三重郡選挙区選出、菟野町出身の新人、伊藤雅慶でございます。

大変緊張しておりますが、本当に議員の皆様方、緊張をほぐそうとしていただきまして、ありがとうございます。余計に緊張しております。

質問に入らせていただく前に、一言、私をこの県議会の場に送ってくださった皆様へ、そしてまた、日頃よりお支えいただく皆様に対しまして、この場をお借りし、改めまして感謝申し上げます。本当にありがとうございます。

任期4年間、皆様から賜ったこの役割をしっかりと果たせるように、日々精進してまいりますので、皆様方には、引き続きの御指導をよろしく願いたします。

それでは、議長から発言の許可をいただきましたので、ただいまから質問に移らせていただきます。

まず、大きな1番、獣害対策の現状と課題についてであります。

この獣害の関係については、他の議員の皆様もたくさん取り上げておられますので、若干重なる部分もあるか分かりませんが、聞いていただくとありがたいです。

豊かな森林環境も大きな魅力である三重県ではありますが、その一方で、鹿やイノシシ、猿などの野生鳥獣による獣害被害が後を絶ちません。

近年では、アライグマやハクビシンなど小動物による被害も多発しており、県民の住環境に影響が出ています。これにより市町も対応に苦慮しております。

三重郡3町の状況ではありますが、川越町は、年に数回、猿や小動物が確認されるものの、山がないことや被害報告もないことから、今のところ獣害対策は特に行っていませんでした。

次に、朝日町では、水稻及び稲作を栗植樹など畑地化に転換したことで、数年前より被害が減ったものの、竹林近くの民家の家庭菜園がイノシシや猿の被害に遭うケースは確認しているとのことであります。また、住宅地において、ハクビシンなど小動物による被害が発生していることも確認されています。このような状況の中、箱わなによる捕獲で対応しているとのことであります。

最後に、菰野町ではありますが、イノシシについては、豚熱の影響により令和2年度から捕獲数、被害額ともに減少しているものの、鹿については、年間400頭以上捕獲しても被害額の減少が見られず、目撃情報も依然として高い状況とのことであります。猿については、近年、大変凶暴化しており被害報告も多いことから、通勤、通学時間等の女性や子どもたちを町職員や関係者で見守っている状況だと伺いました。また、小動物については、イタチやタヌキ、キツネ、アライグマ、ハクビシンなどが目撃情報、被害報告、捕獲数ともに近年増えているとのことであります。

このほか、11月8日に開催されました、獣害につよい三重づくりフォーラムの会場においても多数の参加者が質問するなど、県内で広く鳥獣被害が発生していることをうかがい知ることができたことから、今般、農林水産部に資料を提供していただき、現状を確認しました。

資料1を御覧ください。（パネルを示す）まず、農林水産業被害については、令和4年度は、被害金額がピークであった平成23年度に比べ大幅に減少

しています。このことは、対策に取り組む県や市町、猟友会や事業者、地域住民など関係者の皆様の日々の活動の成果であると考えており、その御努力に感謝申し上げます。ただ、それでも3億円以上の被害が発生しており、また、市町によっては、被害や相談件数が増えているとの認識があることから、さらなる対策が必要であると考えます。

ちなみに、林業被害は、そのほとんどが鹿によるもの、また、水産業被害は、全てカワウによるアユの被害と報告を受けております。

県におかれましては、一層の被害削減に向け、調査研究し、計画、実践、検証、改善を関係者の皆様と図っていただき、獣害対策のPDCAサイクルを効果的に運用していただきたいと思っております。

次に、資料2の1を御覧ください。（パネルを示す）これは、ニホンジカ、イノシシと自動車との交通事故の発生件数であります。この数字については、警察署のほうに報告があった件数であることから、実際の事故件数はさらに増えるものと考えます。

中身を見ますと、鹿との交通事故は近年右肩上がりに増えており、特に令和4年は588件と大きく増えております。

次に、資料2の2、資料2の3を御覧ください。（パネルを示す）これは、ニホンジカ、イノシシと列車との衝突事故の件数であります。JR東海、近鉄ともに、路線によって差異はあるものの、衝突事故が頻繁に発生していることが分かります。

路線別で鹿との衝突件数を見ますと、一番少ない近鉄鳥羽線で、令和4年度は月平均約2件、最も多いJR紀勢本線では、令和2年度から対策を講じて衝突件数自体は減少しているものの、令和4年度は月平均で15件発生しています。車、列車ともに人命に大きく関わることから、ハード、ソフトともに、さらなる対策強化を図るよう求めておきます。

次に、資料3を御覧ください。（パネルを示す）今年、大きく報道されている熊の出没件数であります。

残念ながら、三重県においても、今年度は例年に比べ多くなっております。

こちらは令和5年11月28日現在の資料になりますが、その後、また増えておりまして、本日の9時現在で合計37件報告され、記録を取り始めた平成18年以降で最も多い数字となりました。内訳は、目撃情報が29件、そして、人身被害が1件、錯誤捕獲が7件ということでありました。

尾鷲市で発生した人身被害については、幸い大事に至らず、被害を受けた方は自力で病院に行き、治療を受けたとのことであります。ただ、これまでも度々目撃が報告されている地域においても、今年はかなり人家の近くまで足跡がついていたとの話も聞いております。痛ましい事故が発生しないように、警戒を強化していただくよう求めておきます。

温暖化の影響で例年より冬眠が遅くなると指摘する専門家もいますし、そもそも紀伊半島のツキノワグマは冬眠しないとも言われております。山登りや山菜取りを楽しむ方や、山浴い、山あいにお住まいの方、とりわけ子どもや御高齢の方、障がいを持つ方など、獣害弱者になりやすいと思われる方々の安全確保に注力し、さらに効果的な対策を講じていただきたい、そのように思っております。

次に、資料4を御覧ください。（パネルを示す）これは、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルの捕獲頭数の推移であります。

令和2年度から4年度のイノシシの捕獲数の減少は、豚熱等が影響しているとのことで、それにより全体の捕獲数も令和4年度は大きく減少していますが、鹿は、平成27年度以降、年間2万頭を超える状況が続いています。このような現状からも、林業被害やさきに示した交通事故、衝突事故等による人的被害などの心配は尽きません。

最後に、資料5を御覧ください。（パネルを示す）獣害対策の担い手でもあるハンターの確保については、県や市町、猟友会等の積極的な活動、取組により、狩猟免許保持者は、この10年で約10%増加し、令和4年度で4318人お見えになります。また、全体的に50歳未満の方や女性も増えているとのことであります。担い手確保に向けた関係者の皆様の御努力に、改めて感謝申し上げます。

このほか、全国では、熊被害だけでなく、猿やイノシシによる人的被害も複数発生しているとの報道もあります。県民の生命と財産を守るため、獣害対策のさらなる強化を求めます。

先ほどの懸案への対策や今後の取組等について、農林水産部長に御答弁を求めます。

〔中野敦子農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（中野敦子） 獣害対策のさらなる強化について、御答弁申し上げます。

県では、野生鳥獣による被害の減少を図るため、市町、猟友会等と連携し、国の交付金を活用した侵入防止柵の整備を進めるとともに、集落ぐるみの追い払い、被害防止のための捕獲活動、狩猟者の確保、育成などに取り組んでおります。

この結果、先ほど議員から御紹介いただきましたが、令和4年度の農林水産業被害金額は、ピークであった平成23年度の約8億2000万円から4割弱にまで減少していることから、引き続きこれらの取組を進めることで、さらなる被害の減少につなげてまいります。

ニホンジカによる被害についてですけれども、農林業にとどまらず、列車や車との衝突事故にも及んでいることから、県では、警察、鉄道会社、猟友会と情報共有を図りながら対策に取り組んでいます。

令和2年度から4年度にかけて、JR紀勢本線の大紀町及び紀北町にまたがる沿線において重点的に捕獲に取り組んだ結果、令和4年度の衝突件数は、令和元年度と比較して3割以上減少していることから、捕獲の効果が一定現れています。

令和5年度は、鉄道沿線での取組に加え、新たに、幹線道路においても捕獲を実施しており、衝突事故の減少に向けて対策の強化を図っております。

ツキノワグマについてですけれども、令和5年度は、例年より早いペースで出没件数が増加し、過去最多となっており、人身事故も発生しております。このため、県では、山では鈴など音の鳴るものを身につける、集落では餌と

なる食べ物を放置しないなど、熊に出会わないための方法について県のホームページで周知を図るとともに、市町に対して複数回にわたり注意喚起を行っています。さらに、熊が目撃された際には、市町と連携し、防災無線等を活用して、直接、住民の方に強く呼びかけを行っているところであり、引き続き、事故防止に向けて、市町と一体となって取組を進めてまいります。

今後も、野生鳥獣による被害の減少に向けて、市町や猟友会など関係機関と連携しながら獣害対策の強化を図ってまいります。

〔2番 伊藤雅慶議員登壇〕

○2番（伊藤雅慶） 御答弁ありがとうございました。

今、御答弁を聞かせていただきながら、県としていろいろと現在も取り組んでいただいておりますので、改めて感謝申し上げます。

ただ、先ほど御答弁の中で、例えばホームページにより熊の注意喚起ということでありましたけれども、ホームページを見られない世代といいたいでしょうか、そういった方も見えますので、さらに丁寧に周知していただきたいというのが一つと、そもそも、この紀伊半島のツキノワグマが絶滅のおそれのある地域個体群ということで、守るべき保護対象の動物になっておりますので、出くわさないための対策というのを、ぜひよろしく願いいたしたいと思っております。ありがとうございました。

ただ、やはり多くの要因が重なって獣害被害が増えていると私は考えております。農林水産業被害への対策を中心に置きながらも、もう少し視野を広げ、生活環境全般への獣害対策を実施していただきたい、そのように考えております。

私としては、特に、山の適正管理はもとより、山際対策の強化が必要ではないかなと考えております。緩衝地帯を設けることや、山際に侵入防止柵を設置するなどし、人と動物がすみ分けられる空間づくり、ゾーニングをさらに推進すべきと考えます。

地球温暖化や生態系の変化、異常気象による餌不足などは、我々がすぐさま解決できない問題ではありますが、例えば、動物のすみかにもなる空き家

の対策強化や河川等の雑草雑木群の除去、伐採、耕作放棄地の解消、山では間伐、県管理道路等への大型獣の侵入防止対策、道路のり面の適正管理、道路空間の雑草等の除去、集落内の放置果樹、放置野菜の除去、大型獣の出没想定訓練など、取り組むことができる獣害対策はいまだ多くあると考えます。

私としては、流域治水と同じように、面的な対策が必要であると考えことから、県庁内での部局横断による部局間連携はもとより、市町や関係団体、地域住民の皆さんとの協働により、良好で安全・安心な生活環境、森林環境を取り戻し、野生動物との共存共栄が図れる三重県を目指してほしいと思います。

これらのことについて、一見知事の御見解をお願いします。

○知事（一見勝之） 先ほど議員に御指摘をいただきました地球温暖化によって、野生動物の生態系が変わってきているのは事実やと思いますし、それ以外にも人口減少によって、今まで人が住んでおったところ、集落がなくなってくる、あるいは縮小するということによって、獣のすんでおる場所が広がっていく。もっと言うと、里山が今まではありましたけど、里山がだんだん荒れてくることによって、人がおらんようになってくるので、そこに、野生生物が出てくるということはあるんやと思いますね。これからもっとその頻度は増えてくるんじゃないかなと考えています。

これ、今、農林水産部長が答弁しましたが、農林水産部だけでは対応できやん問題でもありまして、先ほどの御質問の話をお伺いしたときに、農林水産部でまずやろうとしていたんですけど、私のほうから指示して、担当部も一緒になって答弁を考える必要があるんじゃないかということを言いました。それについては、真摯に県庁の各部局は対応してくれております。

例えばでありますけれども、県土整備部の河川課、これは河川の担当、管理をしています。河川の流量管理もちゃんとしているんですけど、そこに砂がたまってきたりすると、植生が発生します。草が生えたり、場合によっては木が生えたりするんですけど、そこに野生動物がすみつくということもあります。したがって、それをどうしていくのかというのも一つの観点。

それから、県土整備部に住宅政策課というのがありまして、これは空き家対策というのを考えるところですけど、空き家に、例えば、ごみが不法投棄されている、生ごみがあったりすると猿とか、場合によって、イノシシとかが出てくるというのもあります。これは一緒になって考えていかなあかんのかなと思っているところでもあります。

町なかですと、あんまり野生生物は出やんかもしれませんけれども、たまに知事公舎でもキツネが出たり、タヌキは大体出ますけど、うちの実家の近くですと猿がおります。これは、お墓のお供え物を食べておりますものですから、それが害を及ぼさないといいんですけど、害を及ぼす可能性もあります。

関係部で、よく連携を取ってやっていく必要がありますまして、今幸いなことに、全国で起きていますアーバンベアと言われている熊の被害、三重県は、傷を負われた方がおいでになりますけど、命を奪われた例というのは、今のところないということがございますので、ただ、これはいつ起こるか分からないということで、関係部が連携しながら進めていく必要がある。例えば、農林水産部、先ほど申し上げた県土整備部もそうです。それから、各市町で獣害対策をやっておられるので、地域連携・交通部も関係するところでございます。

そういった部局の連携の会議を設ける必要を感じておりまして、それを危機管理統括監に束ねてもらいまして、対策をつくっていくと、あるいは、現状について情報共有すると、こういうことが重要かなと思っているところでございます。

〔2番 伊藤雅慶議員登壇〕

○2番（伊藤雅慶） 御答弁ありがとうございます。

もう知事がいろいろと思いを同じくして、おっしゃっていただいたので、私も安心したところでもございますが、先ほど例に申し上げた対策、また、それ以外にも含めて、獣害被害の要因になり得る懸案を解消して、総合的な被害防止対策を進めていただくように改めてお願い申し上げます。

そして、来年は熊野古道が世界遺産登録20周年を迎えます。三重県や当該地域の魅力発信、活性化に大きく期待しております。

県民の生命と財産を守るだけでなく、山や古道を愛する観光客の安全・安心の確保、おもてなしという観点も持ちながら、獣害被害の未然防止対策をさらに講じていただきますように、よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。

次は、捕獲した野生獣の利活用についてであります。

現在、三重県では、捕獲から解体、加工、調理に至るまで、全ての過程において、衛生管理、品質管理等が県の基準を満たす鹿肉、イノシシ肉をみえジビエとしてブランディングしていますが、私の周辺の方々からは、みえジビエという言葉が最近あまり聞かんようになったと言われました。

担当課に、現在のみえジビエフードシステムの登録状況をお伺いしたところ、解体処理施設は、平成30年で8施設あったものが、今年の10月時点では5施設に減り、解体処理登録者も令和元年には19人お見えになったのが、現在は14人に減少しているとのことでありました。このほか、ハンター登録も4割弱減少、食べられるお店も2割弱減少、購入可能施設と加工製造施設も減少傾向にあります。

このような状況から、供給量や流通量が減ったことで県民の皆さんが、みえジビエの取組をあまり見聞きしなくなったのではないかなと推察しております。

高品質のみえジビエブランドを守っていただくことは大変重要であります。持続可能な事業に育てていただくためには、それぞれの工程で御活躍されているみえジビエ人材や施設の皆さんの現場の声をしっかり聞いていただいて、可能であれば登録をやめた方や、やめた施設の方にその理由を聞き取りながら、今後の事業に反映させていくということが重要なことと思っております。積極的な改善、改革による事業の継続、立て直しということを期待いたします。

今後どのように事業展開されるのか、まず、お伺いします。

また、関係者からは、みえジビエ登録にかかわらず、解体処理施設自体が少なく困っている。地域の施設があれば、もっと鹿やイノシシを活用できるのになと、そんな声も聞いております。そのことから、みえジビエ登録以外の解体処理施設の整備についても、移動式も含め、ぜひ御検討いただきたいなと思っております。

たとえ害獣駆除であっても、動物の命をできる限り無駄なく、自然の恵みとして活用させていただくことは、例えばSDGsや食料自給の観点においても意味のあることと私は考えておりますし、捕獲者や市町、関係者等にとっても、そのままの個体で廃棄処分するよりも、労力や経費等の面において負担軽減が図れるものと考えています。

これらの捕獲獣の利活用についての課題に対し、今後どのような展開を図っていくのか、農林水産部長にお伺いします。

〔中野敦子農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（中野敦子） みえジビエの取組、それと解体処理施設の整備という2点、御質問いただきました。

まず、みえジビエについてです。

県では、捕獲した野生の鹿やイノシシの肉をみえジビエとして、安全でおいしく食べていただくために、適正な衛生管理や品質向上の基準を定め、その基準に沿って取り組む事業者、人材を登録するみえジビエフードシステム登録制度を推進しております。また、この登録事業者等と連携して、高品質なみえジビエの情報発信や販売促進に取り組むことで、県内外の飲食店や量販店への流通拡大を図っているところです。

一方、高齢化による廃業等により登録されている解体処理事業者やハンターが減少し、みえジビエの供給量が低下していることから、体制の強化が課題となっております。

このため、未登録の解体処理事業者に対して、積極的に登録を働きかけるとともに、ハンターの登録に必要な研修を最寄りの解体処理施設で行うことで負担を軽減するなど、登録者の増加に向けた取組を進めております。また、

解体処理事業者からハンターに対して、品質管理の徹底を図るなど、両者の連携を一層進めることで、解体処理施設を核とした供給体制の強化に取り組んでおります。

解体処理施設の整備についてですけれども、事業者から施設整備について御相談があった際には、みえジビエの制度登録希望の有無にかかわらず、市町の獣害対策協議会との連携や事業者単独によるものなど、事業者の希望に応じて、国の補助金活用に向けた支援や先行事例の紹介を行っているところです。捕獲した鹿やイノシシをジビエとして利用する割合は、本県においては、全国と同等の約10%であることから、利活用がさらに広がるよう取組を継続してまいります。

今後も登録事業者等と連携して、みえジビエの供給量や流通量の増加を図るとともに、解体処理施設の整備に向けた支援を通じて、捕獲した野生鳥獣の利活用につなげてまいります。

〔2番 伊藤雅慶議員登壇〕

○2番（伊藤雅慶） 御答弁ありがとうございました。

みえジビエの事業推進に当たっては、現状を受け止めて、今後、改善を図るという旨の御答弁をいただきましたので、ぜひよろしく願いいたしますが、少し地元関係者からみえジビエの解体処理のところのお話も聞きました。事務量とか、あと必要な設備の負担が大きいという生の声もいただいておりますので、ぜひ負担軽減もしていただきたいなと思います。そしてまた、他方のみえジビエ登録以外の解体処理施設の整備であります。私、これは、やはり先ほど利活用が10%程度にしかなくないという現状も受けて、これも公益性が高いと考えておりますので、できれば、県主体で整備していただきたいなと思っておりますし、それが難しいようであれば、県独自の補助制度を創設しながら、必要な方誰もが整備しやすい環境を整えてほしいなということも御提案しておきます。

みえジビエに話を戻しますが、菰野町には、みえジビエの鹿肉を使って、子ども食堂を月1回開催してくださっている団体があります。

代表者の方は、山の恵みであり、健康食である鹿の肉を提供することで、命の貴さや自然環境を子どもたちに伝えたい、そして、SDGsや食育につなげていきたいとおっしゃってみえます。

県としても、福祉や教育、子育て支援との観点とみえジビエのPRを組み合わせ、試食会などイベント的にでも開催いただいたらどうかと思っておりますので、これもぜひ御検討ください。

このほか、鹿の骨を活用したいと検討してみえる民間企業の方とも、先日、菰野町の役場で意見交換をさせていただきました。この骨の活用が本格的に進めば、これもSDGsの取組として評価できますし、骨の処分が減ることで、これも市町やハンター、捕獲者等が行う焼却、埋却作業やその諸経費が軽減されると思います。

県としてもこのような民間企業の新たな取組にも目を向けていただいて、また、必要に応じて、市町や関係団体等とも情報共有しながら、一層の獣害対策を図るようお願いいたします。

加えて、現在、飼料の価格高騰も大きな問題となっています。飼料自給力の向上という観点も含め、獣肉活用の拡充も、さらに積極的に取り組んでいただくようお願いいたします。

捕獲した野生動物をできるだけ有効活用できるような仕組みづくりに取り組んでいただくようお願い申し上げます、次の質問に移ります。

続いて、大きな2番、地域の魅力と三重のおもてなしが伝わる観光振興をです。

まず、その中で、「祭り」「温泉」「食」文化を活かした観光振興について、さらに推進を図っていただきたく、質問いたします。

新型コロナウイルス感染症の取扱いが5類に移行して以降、4年ぶりの開催という地域行事によくお邪魔しております。その中で、改めて魅力を感じているのが、各地域で保存、継承されている祭りであります。1例として三重郡内の祭りを一部紹介させていただきます。

まず、資料の6番を見てください。（パネルを示す）これは、8月に執り

行われました朝日町小向地区の八王子祭の様子であります。私は、今年初めて参加させていただきました。この向かって右が私であります。

祭車を引きながら、地区内を練り歩き、その後、荘厳な小向神社境内でわらたいまつを持ち、若い衆の方々と体をたたき合いました。熱さ、痛さも少々は感じましたが、歴史を感じるすばらしいお祭りでありました。

次に、資料7を御覧ください。（パネルを示す）こちらには私はおりませんが、こちらは、菰野町湯の山地区の僧兵祭りの様子であります。火炎みこしを僧兵に扮した方々が担ぎ、温泉街を練り歩く、大変勇壮で迫力のあるお祭りであります。それぞれ、保存、継承していただいている地域関係者の皆様に改めて感謝申し上げます。

写真はちょっと撮れませんでしたでしたが、川越町では、7月に、天神、豊田、豊田一色の三つの地区で石取祭が開催されました。にぎやかな鐘や太鼓の音と、祭車のちょうちんが印象的なすてきなお祭りでありました。

さて、県内においても、新聞やネットなど様々なメディアで取り上げられるお祭りから、あまり知られていないものの、地域に昔からある貴重なお祭りがたくさんあると思います。このような地域の歴史、文化、庶民信仰など、人々の営みを感じる大小様々な祭りという地域資源を三重の貴重な観光資源として、県内外、国内外に発信すべきと考えます。

三重の祭りに関心を持った方々が、直接、それぞれの地域を訪れ、じかに祭りに触れることで地域経済の活性化にもつながると考えます。

三重県として、持続可能な文化観光振興を推進するよう求めます。

そこで、2点について、御提案いたします。

1点目は、県下の祭りが一堂に会するようなイベントの開催であります。

29年前に、三重県ではまつり博・三重'94が開催されました。私はあのときの祭り関係者や地域の活気をよく覚えております。

県内市町や関係者の意向を確認し、参画の声がまとまれば、三重県として効果的な機会に開催していただくように御提案いたします。

2点目は、県下の祭りの動画配信であります。

三重の祭りを直接見たくても見に行けない方や、どんな祭りか知りたい方、あるいは文化資料として、動画集を作成し、配信していただきたいと思います。関係者の方々にも御協力いただき、例えば、観光三重の公式サイトで、三重の祭り動画集のような形で情報発信していただければ、多くの方の目に留まると思います。また、デジタル化としてもぜひ取り組んでください。

きっとどちらも三重の魅力発信、地域活性化につながり、三重県での滞在型観光や県内の周遊型観光のきっかけにもなると思います。2025年に開催が予定されている大阪・関西万博の好機も控えています。ぜひ御検討ください。

続いて、温泉についてであります。6月の青木議員の一般質問の間でも触れられておりましたが、三重県で取りまとめられた令和4年度の三重県観光客実態調査報告書においても、旅行目的の「全体」の6番目に「温泉を楽しむ」がありますが、一方で、県内の温泉地や温泉宿を網羅するような三重の温泉マップは、紙媒体もデジタル媒体も、残念ながら、私はちょっと見つけられませんでした。すばらしい地域資源なので、さらにプロモーションをかけていただきたいなと思っています。

また、報告書における旅行目的の上位項目には、ほかにも「自然や風景を見てまわる」、「おいしいものを食べる」、「テーマパーク・水族館」や「買い物」などがありますが、それらは、三重県では、温泉地と同じ場所か近くに位置するところも多くありますので、温泉総合リゾート的な発想と発信で、滞在型、周遊型、体験型等の観光行動を誘発するような取組もさらに推進したらどうかと思っています。

加えて、歴史あるお宿等は、一方で、維持管理に多額の費用がかかるといえます。魅力ある施設の維持や旅行者ニーズに応えるような改修等についても、県として様々な支援で下支えしていただくよう要望いたします。

地元住民から、訪日外国人旅行者まで、皆さんに愛されるような温泉観光をさらに推進してください。

最後は、食文化を生かした観光振興、特に三重県が推進するガストロノミーツーリズムへの支援についてであります。

この旅行形態も、食文化を通して地域を知るという目的で、地域観光からインバウンドまで、幅広い客層を集客できると考えます。広く、三重県や各地域、各食材等のファンが増えるように、今後も力を入れてほしいと思いますが、今回の県の支援は、アドバイザーの派遣や情報発信を主とする伴走型支援と聞いております。

地域関係者からは、例えば今後は、新たなメニューづくりや特産品づくりなどのニーズにも応えてほしいとの声も聞いております。

県として、今後の支援等、事業の展望をお聞かせください。

以上、大きく3点の各質問に対し、観光部長に御答弁を求めます。

〔増田行信観光部長登壇〕

○観光部長（増田行信） それでは、祭り、温泉、食、この大きく三つについて大きく質問がありましたので、順次お答えさせていただきます。

祭り、温泉、食は、旅行の目的となり得る重要な観光資源であります。また、インバウンドを含めました高付加価値旅行者の誘客のコンテンツとしても大きな可能性があると考えております。

県といたしましては、これらの観光資源を生かした取組の機運が醸成された地域におきまして、コンテンツの磨き上げや提供販売体制の構築、プロモーションなどを支援していきたいと考えております。

まず、一つ目の祭りのプロモーションにつきましては、本県には、議員に御紹介いただいたように、各地域の歴史や文化を継承する伝統的で特徴的な祭りがたくさんあります。

今年度、観光部といたしましては、県内の様々な祭りを調査し、観光資源としての活用可能性の検証を行うことに加えまして、祭りの魅力を活用いたしました旅行商品の造成、販売にモデル的に取り組み、あわせて、把握した祭りの情報やその魅力を伝える動画などを集約いたしましたサイトを作成し、情報発信を進めることとしております。

また、イベントの開催につきましては、2025年に開催されます大阪・関西万博等のイベントを活用しまして、市町と連携して、県内の祭りの魅力発信

に取り組み、観光誘客促進につなげていきたいと考えております。

二つ目の温泉地のプロモーションについてでございますが、県内の温泉地を集約したプロモーションにつきましては、三重県観光連盟が、公式サイトであります観光三重や季刊誌を発行いたしております、この特集記事として紹介しておりますが、今後も、議員からおっしゃっていただきました温泉地のマップであったりとか、動画の活用も含めまして、効果的な情報発信も検討してまいりたいと考えております。

また、宿泊施設等の改修に対する支援としましては、現在、国による地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化の事業に、三重県内の幾つかの市町が採択されております。この採択に向けましては、県としては、様々な支援をした結果、鳥羽市であったり、名張市等の施設が採択されており、現在、事業が進行中でございます。

加えまして、県としましても、今年度から、地域の観光資源を生かした周遊基盤整備補助金を設けたところでございまして、来年度に向けましても、温泉地を含め地域が一体となって、高付加価値を進めるための制度を引き続き検討してまいりたいと考えております。

三つ目の、ガストロノミーツーリズムでございますが、現在、三重県が進めておりますガストロノミーツーリズムは、食に高い関心を持つ旅行者を新たに誘客するため、三重でしか食べることができない料理が味わえ、その地域の食文化を知り、学び、体験できる仕組みを構築することとしております。

今年度は、公募によりまして、県内の5地域を選定し、食に関するコンテンツの磨き上げ、その魅力を発信する取組を行っているところでございます。加えまして、地域の料理人や生産者、食の専門家などが、ガストロノミーツーリズムに関わる様々な人々の出会いであったり、交流機会を設けることを通じまして、地域の食材や食文化を生かした新たなメニューや特産品づくり等にも取り組みまして、本県のガストロノミーツーリズムの魅力をさらに高めてまいりたいと考えております。

〔2番 伊藤雅慶議員登壇〕

○2番（伊藤雅慶） 御答弁ありがとうございました。

まず、お祭りの関係でありますけれども、私も言わせていただきましたが、大阪・関西万博の場を活用して、そういったところで、地域の機運等も見計らいながら、地域のDMO等とも連携し、進めていただくということで、ぜひ期待しております。よろしくお願いいたします。

また、祭りの関係で、これ、温泉等もつながりますが、県内地域に足を運んでいただく旅行者の交通手段の確保というのも非常に大事ななと思っておりますので、それぞれの地域の地域公共交通の運行の状況も調査していただきながら、必要に応じた支援というの、こういった観光の観点でもよろしくお願いいたしますなと思っております。

そして、温泉ですが、マップのほう、ぜひよろしくお願いいたしますと思えますし、デジタルマップを作成する中で多言語対応等もしっかりとしていただく、そんな中で、印字もできるような対応をしていただきたいと思うのと、あとその作成には、できれば、これまでの観光関係者に加えて、温泉のライターであるとか、あるいは温泉ユースターであるとか、温泉に造詣の深い方々にも参画いただいて、日本一面白い、興味深いマップを作っていたら、さらにお客さんが増えるんじゃないかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、ガストロノミーツーリズムであります。一生懸命やっただいて、ありがたいことやと思っておりますが、伴走型支援も大事なんですが、ときには、事業を牽引するような、そんな力強さも持ち合わせながら、文化観光や地域活性化の推進を図っていただきたい、そのような思いも込めております。

食料自給対策や、地場産品の地産地消等も含め、幅広い観点で食文化の醸成というのを図っていただくようよろしくお願いいたします。

では、続いての質問に移らせていただきます。

次は、観光防災について、質問させていただきます。

県外や国外から訪れる土地勘のない観光客の皆さんにも、安心して三重県

の観光を楽しんでいただくためには、万一、旅行の途中で被災しても、大切な命が奪われることのないような防災対策を講じておくことが必要であります。

また、観光客の皆さんが、事前に三重県や県内目的地の防災関連情報を入力できる環境を整備しておくことも、観光客の自助の促進や安全な旅の提供に大きく役立つものと考えています。

様々な災害から観光客を守るべく、観光防災をいま一度丁寧に検証し、現状で不十分なところはないか、あるいは、新たな技術を活用し、より安全な三重の旅を提供できないかなど、現状に満足することなく、不断の努力で観光防災の醸成を図っていただきたい、そのように思っております。

今回、質問させていただくに当たって、県が平成27年3月に改訂した観光客を災害から守るための防災対策啓発リーフレットを確認させていただきました。

観光事業者等、観光関係者向けの手引であることから、基本的なところは現在も通用すると思います。

ただ、情報収集や情報発信、情報伝達等にインターネットやスマートフォン等の活用が進む現在においては、観光関係者向けの観光防災の中にも、デジタル活用を加えたほうがより効果的な防災対策になると考えます。そのことも踏まえ、リーフレットの更新を提案いたします。また、これまでは、観光関係者向けの観光防災が進められてきましたが、先ほど申し上げましたように、観光客向けの観光防災も進めるべきと考えます。

本リーフレットを改訂した当時から8年以上が経過し、我々の旅行のスタイルも、また、旅の目的も変化し始めました。特に、この3年間は、コロナ禍も経験し大きく変わったと思います。

また、何度も申し上げますが、老若男女問わず、スマートフォン等の普及、携帯が大きく進んだことも、デジタル端末を活用した観光防災の取組は、観光関係者、観光旅行者問わず情報収集や情報発信、情報伝達等に欠かせない有用な手段であると考えます。

そのことも踏まえ、旅行者にとって、旅行に出かける前に、旅先の防災情報、避難情報を事前に入手しやすくなる取組、私が言うならば「旅前防災」、そして、現地を訪れた際に、現在地とその周辺の防災リスクや避難情報等を入手しやすくなる取組、言わば「旅中防災」、これをセットにして、観光客向けの観光防災として推進すべき、そのように感じております。

また、もちろんその際には、多言語対応やQRコード活用も含めるべきとも思っております。また、これらに加え、引き続き観光地の防災対策に係る人材育成、観光客への対応を想定した訓練の実施、防災対策部と連携した防災インフラや、避難誘導體制の整備等に力を尽くしていただきたいと、そのように思います。

そこで、観光関係者向けの観光防災について、現在の取組と今後の展望をお聞かせください。また、観光客向けの観光防災の取組についてもお考えがあれば、お聞かせください。加えて、これらも含め前述したリーフレットの更新について、お考えがあれば教えてください。

観光部長に御答弁を求めます。

〔増田行信観光部長登壇〕

○観光部長（増田行信） 観光防災について、3点ほど御質問いただきましたので、順次お答えさせていただきます。

まず、観光関係者向けの観光防災の取組状況でございます。

全国有数の観光県であります三重県におきまして、大規模な災害が発生した際、旅行者の安全を確保していくことが重要になっております。

そのため、県では、観光事業者や関係団体など、県内の観光関係者が防災対策に主体的に取り組むことができるよう、市町と連携いたしまして、観光防災セミナーの開催や津波からの避難方法など、観光関係者との検討会の実施、旅行者も参加いたしました避難訓練など、観光防災の取組をこれまで進めてまいりました。

これらの取組を通じまして、例えば、大紀町では、民泊事業者向けの避難誘導マニュアルの作成なども一緒になってつくらせていただいております。

また、先月26日、鳥羽市を中心に実施いたしました県総合防災訓練では、観光客への対応を取組テーマの一つといたしまして、市内の観光施設や宿泊施設において、避難誘導訓練が行われたところでございます。

今後、観光誘客の取組を進めていく上で、防災対策の重要性も増すと考えていますので、一層の取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、旅行者向けの取組でございます。

必要な情報を必要なタイミングで旅行者に提供していくことが、今後、大変重要となってくると考えております。

また、議員からも御指摘いただきましたように、現在旅行者は、スマートフォンやタブレット等の端末から情報収集を行うのが日常となっておりますので、この「旅マエ」、「旅ナカ」のいずれのフェーズにおきましても、デジタルの活用を念頭に置く必要がございます。

本県には、多くの方が閲覧いたします県観光連盟の公式サイト、観光三重がございます。このサイトには防災みえ.jpへのリンクも設定されておりますので、観光情報の収集に加え、併せて防災情報も得ることが可能となっております。

また、今年8月の台風接近時には、県内の交通障害に係る状況を、この観光三重独自の発信としてお知らせするなどの取組を行っているところでございます。

加えまして、観光庁やJNTO、これ、日本政府観光局でございますが、におきまして、それぞれが病気やけがをした際の連絡先であったり、多言語コールセンターに係る防災情報などをそれぞれのサイトで発信しておりますし、これらをリンクさせることによって、安全な三重の旅の提供につながるよう、これら情報サイトの効果的な活用につきまして、検討を進めてまいりたいと考えております。

また、三つ目になりますが、啓発リーフレットでございます。

観光関係者向けの啓発リーフレットにつきましては、議員から御指摘いただきましたが、前回の作成から8年余りが経過しております。今の時代に応

じました見直しに加えまして、先ほど申し上げました関連サイトにアクセスしやすくなるよう新たにQRコードを掲載するなどして改訂を行い、観光防災セミナーの機会等を通じて関係者に周知していきたいと考えております。

安全・安心な観光地づくりは、本県の受入れ環境を整備していく上で大変重要な要素となっております。今後もしっかりと観光防災の取組を進めてまいりたいと考えています。

〔2番 伊藤雅慶議員登壇〕

○2番（伊藤雅慶） 御答弁ありがとうございます。

十分御理解いただいておりますということも感じましたし、また、現在も一生懸命取り組んでいただいていること、感謝申し上げます。

その中で、やはりデジタル活用も、先ほど提案もさせていただきましたが、発災時でもインターネットが利用できる環境整備、これ、事業者の方も大事かなと思いますし、観光地も大事やと思いますので、ぜひこれも関係者の皆さんと協議もしながら、整備を一層進めていただきたいなと思っております。

それと、1点、電子メールでの情報発信については、開封しないと情報が受け取れないという面もありますので、ぜひ、プッシュ型の防災関連アプリ等アプリケーションで対応するというのも、ぜひよろしくお願ひしたいなと思います。強制的に画面に出ますので、避難には大変素早く対応できると思っております。

それと、これは防災対策部の担当になるか分かりませんが、外国人旅行者をはじめ、障がいのある方や御高齢の方など配慮が必要な旅行者の方も三重県にお越しになります。避難誘導看板や避難施設等の整備については、当事者の意向も十分に取り入れながら、おもてなしの心や優しさが伝わるようなきめ細かな対応をよろしくお願ひします。

三重に観光に訪れる方々が三重のファンになり、交流人口がさらに増加することを大きく御期待申し上げます。

最後の質問に移らせていただきます。

グリーンケアについてであります。

人を大切に作る社会づくりが、年々、年齢を重ねるごとに私の中で非常に大事なテーマになってきました。

今回、その一つとして考えるグリーフケアについて、お伺いいたします。

グリーフケアという言葉をご存じの方は少ないかも知れません。私も、9月に出会ったばかりであります。

語源はラテン語のグラバーで、重いものを背負わされることを指します。

そのことから、グリーフケアは、自分1人では背負い切れない深い悲しみ、喪失感を抱えた人たちに、愛と尊敬を持って寄り添うことと教えていただきました。

9月16日、同会派の川口議員の御縁で荊原議員と3人で、一般社団法人みんなのグリーフケア代表理事の森田さんにお会いし、基礎的なことを研修させていただきました。

このグリーフケアは、近年、流産や死産を経験した女性等に対する心理社会的支援の必要性が指摘される中、関係省庁から出された各種報告書においても有用性が言及されていることから、厚生労働省が令和3年5月31日に、流産や死産を経験した女性に対する心のケアとして、既存の妊産婦支援事業の中できめ細かく対応、実施するよう自治体に通知しています。

このように、政府もグリーフケアの重要性を認識し、推進していますが、現代社会を直視しますと、このグリーフケアを必要としている方は、ほかにもたくさんお見えになるのではないかなと私は思います。

そのことから妊産婦支援事業としてしっかりと取り組んでいただくよう求めるとともに、誰もが必要なときにこのグリーフケアを受けられるように、相談支援施策の1つとして、県として、市町や関係団体等と連携し、支援拠点の確保や情報発信、資格取得、関係者への研修等を実施するなど体制整備に努めていただくよう提案します。

例えば、災害によって多くを失い、深い悲しみを背負った被災者がいれば、その方に寄り添っていただくグリーフケアも必要だと思います。また、例えば、大切な人との別れや大病等を経験し、立ち直れなくなるほど深い悲しみ

を背負い、孤独感や喪失感を抱え、自分らしい一歩を踏み出せない方もいらっしゃると思います。誰一人取り残さない社会づくりの一つとして、必要な方に寄り添う支援をぜひ進めていただきたいと思います。

そこで、まず、現在の妊産婦支援事業におけるグリーフケアの取組状況、支援状況を教えてください。また、取り組む中での課題や今後の展望等もあればお聞かせください。

担当部長に御答弁を求めます。

〔中村徳久子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（中村徳久） 周産期のグリーフケアについて、現状と今後の取組等についてお答えします。

流産や死産を経験された方の悲しみは深く、その影響は長期にわたると言われております。当事者の気持ちに寄り添い、立ち直りを支援するグリーフケアは、県としても重要であると考えております。

国が令和2年度に、流産や死産を経験された方に実施した調査では、約8割の人が「誰かにもっと話を聞いてほしかった、相談したかった」と回答しております。

県内におきましては、妊娠12週以降の死産の数が、令和3年ですけど、216件となっております。これは、妊娠12週未満の初期流産等も含めると、支援を必要とされる方はさらに多くなるものと考えております。また、令和3年度に、県が地域の実情を把握するために行った市町への調査におきましては、子どもを亡くされ支援を必要とする方が分かって、なかなか介入のタイミング等が難しいであるとか、具体的にどんな支援をしたらいいのか悩んでいるというような声もありまして、グリーフケアを行う上での課題も浮き彫りになってきております。

このため、県では、令和4年度に市町の母子保健コーディネーター等を対象としまして、周産期のグリーフケアに取り組んでおられる方を講師に招いて研修も実施しております。

また、不妊や不育症に悩む方の相談支援を行う県の不妊専門相談センター

におきましても、グリーフケアの専門の研修を受けた職員が中心となりまして、当事者への相談支援を行うとともに、必要に応じまして、同じ経験をされた方同士が集い、交流する場を案内したりもしております。

今後、市町の担当者や県の不妊専門相談員等が、より実践的な支援スキルを習得できるように、相談事例の共有であるとか意見交換を行うなど、研修のさらなる充実を図っていきたいと思っております。

あわせて、不妊専門相談センターでは、月1回、おしゃべりカフェということでみんなが集う場を持っておるんですけど、当事者同士が悩みや体験などを語り合い共有する場も、この場を活用して提供していきたいと思っています。

グリーフケアを必要とされる方に寄り添った支援ができるように、市町と連携しながら、体制整備にしっかり取り組んでまいります。

〔2番 伊藤雅慶議員登壇〕

○2番（伊藤雅慶） 御答弁ありがとうございました。

つらい経験をされた、また、現在、つらい経験をしてみえる方に対する支援は、十分な配慮が必要であることや、担当者の心的な負担も想像できますので、ぜひ関係団体のお力もお借りしながら、丁寧に進めていただけたらなと思っております。

また、支援拠点の確保という意味合いにおいては、不妊専門相談センターで分かち合いの場のような形で設けていただけるような答弁もありました。ありがとうございます。どうぞ、丁寧な運営をよろしく願いいたします。

今現在は妊産婦支援事業にとどまっていますが、さきに御紹介した森田さんのお話では、医療や介護、福祉、教育の分野など、人の命や人生と日々向き合い、寄り添う現場において、グリーフケアの需要は大きくなっているということをお聞きしました。

また、11月26日、明和町で開催されました三重県重度ケア家族スマイル主催のピアサポート交流会の場においても、医療的ケア児・者の御本人とその御家族に対するグリーフケアの重要性についてもお話があったと伺ってい

ます。

私も今回の質問を通して、例えば、地域包括ケアシステムの中で、支援を受けてみえる御本人やその御家族に専門的な知識や経験を持ったグリーンケアアドバイザーが寄り添ってくれば、どんなに心強いかなとも思いました。

必要なとき必要な支援が受けられる体制を関係団体等の協力も得ながら、計画的に構築していただくことを改めてお願い申し上げます。

妊産婦支援事業におけるグリーンケアをしっかりと取り組んでいただくこととともに、対象者の拡充も視野に入れながら、体制整備に努めていただくよう改めてお願いします。

三重県には伊勢神宮があり、いにしえより日本全国、そして、現在では世界各国から、大切な誰かを思い、祈りをささげに、多くの方がこちらにお越しになります。三重県だからこそ、人の心を大事にする政策展開を図ることは非常に意味があるかなと思っております。

みんな誰かの大切な人、私も自戒の念を込めまして、地元町議に初当選させていただいた15年前から、いつもこの言葉を思い返すようにしています。

優しさあふれる三重県づくりに、今後も微力を尽くしてまいりますので、一見知事をはじめ皆さん方には、引き続きの御指導をよろしくお願い申し上げます。私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○副議長（杉本熊野） 暫時休憩いたします。

午後2時11分休憩

午後2時20分開議

開 議

○副議長（杉本熊野） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（杉本熊野） 県政に対する質問を継続いたします。30番 石田成生議員。

〔30番 石田成生議員登壇・拍手〕

○30番（石田成生） 会派自由民主党の石田成生でございます。

通告してありますピロリ菌除菌費用を県費で補助することについて、それから、人口減少対策を社会減と自然減に分けて、そして、コンビナート防災について、質問させていただきます。

それでは、質問に入らせていただきます。

ピロリ菌除菌費用を県費で補助することについて、胃がんの約8割がピロリ菌に起因すると言われているので、県による除菌費用の補助制度の創設を提案いたします。

まず、胃がんとは何ぞやなんですけど、胃がんとは、胃の内側の粘膜が何らかの原因でがん細胞となり、無秩序に増えていくことにより発生します。がんが大きくなるに従い、徐々に外側に深く進んでいきます。胃がんがより深く進むと、近くにある大腸や膵臓、横隔膜、肝臓などにも直接広がっていきます。また、がん細胞がリンパ液や血液の流れに乗って移動し、胃から離れた別の臓器で増える転移が起こることもあります。

細菌の一種であるピロリ菌に感染すると、胃に炎症が起きたり、潰瘍ができたりすることがあり、胃がんになる可能性が高くなると報告されております。なお、胃がんの中には、胃の壁を硬く厚くさせながら広がっていくタイプがあり、これをスキルス胃がんといいます。

スキルス胃がんは、進行が速く、腹膜播種が起りやすい特徴があります。また、内視鏡では判断することが難しい場合もあります。症状が現れて、見つかったときには進行していることが多く、治りにくいがんです。

さて、三重県内で中学3年生を対象に、ピロリ菌検査事業を行っている市町は、3市4町があります。その3市のうちの一つ四日市市のこども保健福

社課から、生徒、保護者の方へのお知らせ文書には、次のようにあります。

ピロリ菌は主に5歳ぐらいまでに感染し、胃の中に住み続けます。症状なく感染が続くことで、萎縮性胃炎(胃の粘膜が薄くなる)になり、胃・十二指腸潰瘍や胃がんなどの病気になる危険があります。ピロリ菌の除菌を行うことでこれらの病気を予防できると考えられています。特に胃がんの予防には、若い世代で除菌することがより重要と言われていまして、このように記されています。

胃がんによる経済的負担は、個人負担に加え、公的医療保険も大きな負担をします。金額はまちまちですが、かなりの高額であることは間違いありません。何より生活の質の低減、場合によっては命に関わります。

私の提案する県による除菌費用の補助制度を創設した場合、単年度でどれぐらいの予算を組まなければならないかを試算してみます。

四日市エリアでのピロリ菌検査事業からの数値は、令和4年度で、対象生徒数3136人のうち、2822人が1次検査を受けました。結果、1次陽性者は157名でした。この157名のうち、51名が2次検査を受けました。陽性者は15名でした。この母数の3136人全員が1次検査を受け、さらに1次検査陽性者全員が2次検査を受けたと想定すると、最終的に陽性者数は1.66%、52名ぐらいと想定されます。この数字を、三重県全県の中学3年生に当てはめると、このところの三重県の15歳人口は1万5700人あたりで推移しておりますので、仮に、この1万5700人という数字で計算すると、1万5700人掛ける1.66%の262人が陽性者数と推計することができます。除菌費用が1名8000円から1万円と言われておりますので、仮に全員に全額補助しても260万円規模の予算となります。

これは、全員が1次検査し、1次検査で陽性となった者全員が2次検査をし、最終的に陽性となったものが、また、全員が除菌し、費用も8000円と1万円の高いほうに見積もった結果、260万円ぐらいの予算が必要であるということになります。260万円で、三重県民の将来の胃がんの8割が軽減されれば、費用対効果は非常に高いと言えます。さらに、ピロリ菌の感染経路は、

井戸水や母親の口移しからの感染があると聞いております。

将来、母親になる、また、父親になる者の除菌をできる限り早い時期に行えば、親から子への連鎖はなくなり、現在では、過去に比べて、井戸水を飲んでいる人は非常に少ないので、このピロリ菌除菌事業費は右肩下がりで推移し、そのうち保菌者はなくなるんじゃないかなと思っております。何より命と健康を守る事業です。

ちなみに、佐賀県では、7年前から県内の全中学3年生に対して、検査と除菌費用を県費負担しています。

今回の提案は、予防医療の提案です。

10月24日の予算決算常任委員会、井端副部長は、医療の世界で予防は非常に大きなところ。今年度、様々な医療の計画を立てているところですが、それぞれの項目で、例えばがんですと三つの大きな柱のところ、がん予防、がん医療の充実、がんとの共生というようなことで、医療の中でも当然予防というところはしっかりと取り組んでいきたいと考えております、とおっしゃっています。

ピロリ菌除菌費用を医学上の成人である15歳以上になってから、県費で補助することについて、お考えをお答えください。

〔小倉康彦医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（小倉康彦） 胃がんは、本県において、毎年1500人以上の方が罹患し、600人前後の方が亡くなる疾患です。また、胃がんの発症リスクには、ピロリ菌の感染や喫煙、過度な食塩摂取などが挙げられており、予防や早期発見が重要となります。

平成26年には、全世界の胃がんの約8割がピロリ菌の感染に起因するとして、WHOの一機関である国際がん研究機関が、各国の事情に応じたピロリ菌のスクリーニング検査や治療プログラムの検討を推奨しています。

一方、我が国では、健康で、無症状な集団に対するピロリ菌の除菌による胃がん発症の予防効果について、十分な科学的根拠が示されていない状況です。

このような中、ピロリ菌の除菌治療に対する評価は、団体によって分かれています。

例えば、日本ヘリコバクター学会は、中学生を対象とするピロリ菌の除菌治療を前向きに捉える一方、日本小児栄養消化器肝臓学会は、症状がない子どもへのピロリ菌検査と除菌治療は推奨しないとしています。

また、厚生労働省は、今年3月に策定した第4期がん対策推進基本計画において、十分な科学的根拠が示されていないことを踏まえ、ピロリ菌の除菌については、運用上の課題について整理するとの表現にとどめています。

現在、本県におけるがん予防の取組としては、国における種々の研究成果により、がんの罹患率や死亡率の低減に対する科学的根拠があるとされたものを推奨しています。そのため、国からの科学的根拠が示されていない状況では、15歳以上に対するピロリ菌の除菌治療を県として積極的に推進する段階ではないと考えています。

現時点では、二次予防としての胃がん検診の受診勧奨などの取組を重点的に進めることとし、15歳以上に対するピロリ菌の除菌治療等について、国における知見の収集状況や先行する他県や県内市町の状況を注視していきたいと考えております。

〔30番 石田成生議員登壇〕

○30番（石田成生） 御答弁をいただきましたが、まず、はっきり言えることは、私の提案は、今回はちょっと無理ですよということですね。

そんな渋い顔をしていただかなくていいんですけど、その上で、もう一つ、ちょっと続けて伺いたしますが、予防可能なリスク要因に起因するがんの経済的負担は1兆240億円と、国立がん研究センターが出していて、そのうち2割ぐらいが胃がんなんです。お金の問題ではないか分かりませんが、非常に大きな負担があるということをお一つ申し上げております。

それで、県が今直ちにそういう制度をつくることには消極的だという理由をおっしゃって、一つは、国の方針ということをおっしゃったので、幾つかの研究機関が見解を出されております。その中で、肯定的なところもあれば、

否定的なところもありまして、そこで、15歳あたりの、医学上大人とはいえども、中学生あたりの年齢に対してのリスクもあるんじゃないかということなんですよね。じゃ、大人だったらどうなのかなという思いもあるんですけども、いずれにしても、ちょっと県ですから、国である厚生労働省の見解を見守りながら、将来、ある程度のメリットとデメリットの差のエビデンスが出てきた頃に判断されていくのかなと思うんですが、そういう理解でいいのかどうかの確認と、既に、県内の3市4町で、中学3年生に対して検査しております。そこで、2次まで検査をやって、陽性と出た生徒に、私らはどうすればいいのということに対しては、どう答えていけばいいのか、この2点について、再度お尋ねいたします。

○医療保健部長（小倉康彦） まず、検査の結果が陽性であった場合、そのリスクが上回れば、除菌すべきなのかどうかということかと思うんですけども、それに関しましては、国の結果というよりも、やはり安全に、何ら問題がなくピロリ菌を除菌することで胃がんを防ぐ、他の疾患にも影響を及ぼさないというようなことがはっきり分かってくれば、それは国のほうもピロリ菌除去の推奨をしてくるような動きになるのではなからうかと。ただ、今はそういうデータが示されていないし、逆のデータ、研究結果も出ているというようなことで、国のほうもまだ静観している、ちゃんとした方向性を示していないということなんだと思います。

それから、もう1点の陽性になった方がどうすればいいのかということですが、除菌治療が胃がんの発症に有効であることには、恐らく間違いないと思うんですけども、ピロリ菌への再感染の可能性ですとか、ほかの疾患へのリスク、こういったものの影響も想定されるので、現状において、一概にどうすればいいとお示しすることは難しいのかなと思います。

一方、胃がんの家族歴ですとか、家族の強い希望がある場合など、陽性となった個人によって状況は異なると思いますので、具体的な除菌の可否、また、その時期については、個別にその主治医に御相談いただいて、除菌治療に伴う利益、不利益など、十分説明を受けていただいた上で御判断いただ

くべきものと考えております。

[30番 石田成生議員登壇]

○30番（石田成生） ありがとうございます。

中学3年生へ検査して、2次検査で陽性になった子を一概に、一律にどうしろと、どうしたほうがいいのかというのはなかなか言えないので、個々別々の対応が必要であるという答弁です。

それで、検査していただいたのは、市町の教育委員会と、あと市町の保健担当課、担当部局でやっておるとお思いますので、そこがちょっと丁寧なフォローというか、個々別々に、あなたの場合こうでいいんじゃないですかという助言とか指導をしていただくことを、ぜひどこか、教育委員会の場合は、こっちから言うのか分かりませんが、そのようなことをお願いしておきたいとお思います。

では、二つ目の質問に入ります。

三重県の人口減少対策について、まず、社会減から伺います。

若者の県外流出を食い止めようと、県は、県立大学の設置を検討してきましたが、先月20日、ついに諦めました。

大学をつくらなければ、若者の県外流出を止めることができないのか、そうではないという結論であったんじゃないかとお思います。

そもそも、私は、日本の社会が毎年どれだけの大学卒業者を必要としていて、実際にどれだけの卒業生を大学側は輩出しているのか、ここに、アンバランスはないのかという疑問を持ちます。それぞれの最終学歴、高卒なら高卒、大卒なら大卒で、最終学歴を修了すると仕事に就くのが一般的ですが、約50年前から現在にかけて、高等学校の進学率が100%に近づいてきていた時代なんですね。

三重県の北勢地域での新設高校、これ、50年前というのは、私が中学ぐらいから後の話なんですけれども、三重県の北勢地域で、大体覚えがあるのは、北勢地域なんですけど、普通科ばかりが新しくできてきました、新設高校は。

四日市市内での職業高校は、四日市工業高校、四日市中央工業高校、四日

市商業高校、四日市農芸高校のままです。どうして普通科ばかり新設してきたのか、高等学校を卒業して大学に行かせようと、普通科ばかり新設したのか、結果的には、普通科から全ての卒業生が大学へ進学したわけではありませんが、どうして職業高校を新設しなかったのかなという疑問がございます。そんなに社会が、大学卒業生を求めているのかと考えると、そうではないと思うんです。

子育てにお金がかかり過ぎるからと、子どもを産むことを諦める御夫婦が多い時代、大学進学を選択せずに、高等学校で職業教育をしっかりと身につけ地元企業に採用してもらうということを、県政として方針を打ち出すことで、子どもを育てるのに一番お金のかかる大学の4年間、お金がかからなくなり、そして社会としても若い労働力が不足していると言われているので、労働力として活躍していただき、若者の県外転出超過を防げるのではないのでしょうか。

この夏も、内航海運業界からは、水産高校卒業人材に大きな期待が寄せられました。まあまあ給料も用意されているようです。お考えをお聞かせください。

あわせて、もう一つ、食料安全保障の観点も踏まえてお聞きします。

ウクライナ情勢や世界人口の増加などにより、食料の確保が極めて大きな課題となっており、国内においても食料が確保できるよう取り組んでいかなければならないと考えています。

今年度、県議会でも食料自給総合対策調査特別委員会が立ち上げられ、調査検討がされており、いずれ提言がなされることと思います。

人口が集中する都会の真ん中では、食料自給などありません。米、野菜、牛肉、豚肉、卵、魚など、食料生産を担う中心は、農山漁村地域であります。おかげさまで三重県には胸を張れる食資源がたくさんありますが、その中で、農業が果たす役割は大変大きいと考えています。

食料の安定的な供給に向けて、農業が持続的に営まれていくためには、新たな担い手が確保され、その担い手が安定的に所得を得られるようにしてい

く必要があります。ここで、特に重要なのは、安定した所得をどうやって確保するかですが、売上げでもって所得を安定させなければならないです。そうしなければ、持続可能とは言えないと思います。

新たな担い手の確保は、人口の社会減対策と食料安全保障の両方につながる極めて重要な取組であるので、しっかりと進めていかなければなりません。また、農林水産業が持続的に発展していくためには、担い手の確保をはじめとする生産の取組に加え、県民の皆さんが、県内農林水産業や県内の農林水産物について理解を深め、生産者を応援していただけるような取組が必要であると思います。

人口の社会増を図るため、高等学校でしっかり職業教育をして、県内企業へ就職して、若者の県外転出を減らすという対策と、それから、食料安全保障の考え方も兼ねて、食資源の豊かな三重県で食に携わる人口を増やしていくと、この二つで、社会増を図るという考え方をちょっと意識していただきながらの答弁をお願いしたいと思います。

〔福永和伸教育長登壇〕

○教育長（福永和伸） それでは、答弁させていただきます。

まず初めに、普通科と職業学科の話がございましたので、普通科と職業学科の生徒数の割合について、本県の県立高等学校と全国の状況を比較して説明いたします。

令和4年5月の文部科学省の調査によりますと、普通科で学ぶ生徒数の割合は、本県は54.7%と全国の73.6%よりも低くなっています。一方、職業学科で学ぶ生徒数の割合は31.1%で、全国の17.4%より高い状況にあります。

次に、進路の状況ですけれども、令和4年3月に県立高等学校を卒業した生徒の進路状況についての全国との比較ですけれども、大学等への進学率は、本県は48.5%と全国の59.5%よりも低く、就職率は30.3%と全国の14.7%に対して高くなっている状況にあります。ですので、全国的に見ますと、本県はどちらかと言うと職業教育の比重が高い県ということが言えるかと思いません。

なお、就職した生徒の県内就職率ですけれども、88.0%ということで、極めて高い水準となっています。この卒業生の進路に係るこれらの傾向は、近年、同程度の水準で推移しております。

次に、本県のキャリア教育について申し上げます。

本県の各高等学校では、各校で策定しているキャリア教育の全体計画に基づきまして、体系的なキャリア教育を進めています。

大切なことは、職業についての理解を深めて、主体的に自分の進路を選択していくことです。職業学科だけでなく普通科においても、関係機関の協力を得ながら、職業体験とかインターンシップなど、しっかりと取り組んでおります。

今後についてですけれども、今、県教育委員会として最も大切にしなければならないことは、子どもたち一人ひとりの可能性を最大限に引き出すことです。今後とも、子どもたちの可能性を狭めてしまうような教育を行うことはできないんですけれども、今、人口の県外流出が止まらない中ですので、心しておかなければならないのは、地元で生き、地域に貢献することが人生の重要な選択肢の一つであるということを生徒に伝えていくことが、これまでにも増して大切になっていると考えています。

ですので、今後こうしたことを踏まえながら、生徒一人ひとりの興味、関心、適性に応じたきめ細かな支援を行うことで、生徒が自らの進路を主体的に、自分の判断で選択していけるように取り組んでまいります。

〔中野敦子農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（中野敦子） それでは、農業の観点で御答弁を申し上げます。

食料の安定的な供給を図っていくためには、地域において農業が持続的に営まれる必要があります。県では、本県農業を担う新規就農者の確保・育成に取り組んでおります。

令和4年度の45歳未満の新規の就農者の方は142人で、近年は150人程度で推移しております。

新規就農者が所得を確保して着実に営農できるよう、就農希望から定着ま

での各段階において、就農形態に応じた支援を行っております。

まず、就農希望者に対しましては、三重県農林水産支援センターと連携したワンストップ窓口、県内外の就農、移住に関するイベントなどにおいて相談対応するとともに、農業大学校において実践的な農業教育を行っております。

また、今年度は新たに全国展開する求人サイトの運営企業と連携し、本県での就農に関する情報発信にも取り組んでまいります。

独立して就農される方に対しては、農業改良普及センターが中心となって、営農計画の策定、栽培技術や経営に係る助言、施設や機械の整備に向けた資金借入れなど、早期の経営安定と定着に向け、支援を行っております。

さらに、農業法人などに就職する方の定着を図るため、雇用先に対して、スマート技術の導入支援や、ライフ・ワーク・バランスへの配慮に向けた経営者の意識啓発を行うことで、働く環境の整備を図るとともに、新たにアシストスーツなど労働環境の改善に必要な設備や機械の導入支援に取り組んでいるところです。

県民の方の理解促進についてですけれども、これにつきましては、県産米アンバサダーである県内宿泊外食事業者が行うPR、伊勢茶応援企業などと実施するマイボトルキャンペーンなど、多様な主体と連携して、地産地消運動を行っております。

地元食材のおいしさや、その背景にある歴史、文化や農林漁業の営みとともに、県産品を選ぶことが輸送に係る環境負荷の低減、地域農林水産業の継続、将来にわたる食の供給につながることを伝え、一層の理解を求めていきたいと考えております。

今後も、県民の皆さんに安全・安心な食料を安定的に供給するとともに、多くの方が本県に定着して営農できるよう、関係者としてしっかり連携し、新規就農者とその所得の確保や、本県農林水産業、農林水産物に対する県民の皆様の理解促進に向けて取り組んでまいります。

〔30番 石田成生議員登壇〕

○30番（石田成生） ありがとうございます。

だから、三重県は、全国と比較しても、県内の高校生が県内でそのまま働いていただく率が非常に高いと、外に出ていかずにと、その調子でぜひ続けて、ええ感じじゃないですか。よろしくをお願いします。

農業のほうも、農林水産省が出している都道府県別の食料自給率って、やっぱり都会なんか小数点は出ていませんけれども、例えば、東京がゼロ%とか神奈川は2%とか、大阪1%とか、三重県の数字は、大体全国平均の三十八、九、四十%とかあたりなんです。でも、あれですね、その2030年に向けて45%に国がしようと思うと、三重県もほぼそれに近い数字に持っていくという目標を立てなきゃいけないんだろうなと思います。

中野部長にお答えいただいたとおり、それから、先般も、辻内議員も、しっかり農業のことを詳しくやっていただきました。その路線で頑張っていたかとともに、これ、やっぱり農業従事者が持続的、安定的な所得って、農林水産業って、1次産業って自然相手なので、そこはやっぱり難しいところで、私も前に申し上げたかも分かりませんが、私の父は伊勢湾でコウナゴを捕っておりまして、もう8年連続捕れなくなっています。そんなこともあります。

それとか、捕れるけれども高くなったりしますので、そのときに、価格転嫁を直ちにできるかというとなかなかできないので、そこを、やっぱり消費者としては、地元の産物を守るために、私たちはそれを理解しなきゃいけないという、そういう理解は欲しいなと思うところでもありますので、なかなか難しいことですが、そのように思います。

農業のことだけでなく、三重県の食資源、特に海産物は非常にいいもの、おいしいもの、中には高価なものもありますが、いいものがありますので、精いっぱいこれを生かして、それがうまいくことで、人口の社会増が図れるという意識をやっぱり持ちながら、気持ちを持ちながら進めていただきたいなと思います。どうぞ、引き続きよろしくをお願いします。

続きまして、自然減についてお伺いします。

三重県人口減少対策方針では、婚姻数の減少が出生数減少の本質的な課題と考えられるとのことです。

自然減、少子化の原因の一つは、恋愛力の低下、思春期年齢に恋愛力が低下している人の割合が増えていることが、結婚する人の割合を減少させ、よって生まれる子どもの数が減っている、これが少子化であると思っております。

今年、2月24日の一般質問でも、恋愛力という言葉を使わせていただきました。そのとき、答弁での恋愛力に関するところを抜き出してお尋ねいたします。

答弁では、「まず、恋愛力というものについて、少し認識を深める必要があると思っております。極めて個人的なことに関わることでございますので、どのように調査するのか、恋愛力とはそもそも何かということについて突き詰める必要がありますので、そういったことについて、我々も今後意識はしていきたいと思っております」とのことでした。

また、第5回県民意識調査で、未婚の方が結婚していない理由をお答えいただいたところ、一番多いのは「出会いがない」、2番目が「収入が少ない」、3番目が「自由な生活を失いたくない」、4番目が「理想の相手に出会えていない」ということで、県としては、まず、出会いの場をつくる、あるいは収入が少ないということに対する対応が重要だろうということで取組を進めているとのことでした。

さらに、同じ調査の中に、「自分に自信が持てない」とか、「異性とうまく付き合えない」といった、恋愛力に関わるのではないかと思われるような選択肢もあることから、調査の対象にした上で、いろいろ分析も行っているが、エビデンスとしてまだ有効なものがないと答弁をいただいてきましたが、県民意識調査の中での結婚していない理由としての回答が多かった「出会いがない」、「収入が少ない」、「自由な生活を失いたくない」、「理想の相手に出会えていない」、この結果こそが恋愛力低下のエビデンスであると思っております。

若者の恋愛や結婚に関する状況をしっかり調査分析することが、少子化対策を講じる上では重要であると思いますが、これまでにどのような調査をし、調査結果はどうであって、分析結果はどうであったか、そして、三重県人口減少対策方針にどのように反映されたのかをお聞かせください。

〔後田和也政策企画部長登壇〕

○政策企画部長（後田和也） 議員からも御紹介がございました自然減に対する調査分析という部分、特に結婚についての調査という部分を本年1月から2月に実施いたしました第1回みえ県民1万人アンケートにおいて、調査の実施を行いまして、6月にその結果を取りまとめ公表したところでございます。まず、その中で、御紹介もございましたが、未婚の方のうち、いずれ結婚するつもりと回答された方は52.3%で、過去の結果と比較するとその割合は徐々に減少してきていると、こういう状況でございました。

しかし、18歳から20歳代においては、80%の方がいずれ結婚するつもりと回答しておられまして、年齢が上がるにつれて、その割合は減っていきませんが、結婚についての意識は一概に低いとは言えないというような状況なのかなと考えております。また、いずれ結婚するつもりを選んだ方の結婚していない理由につきましては、「出会いの機会がない」が49.2%と最も高く、次いで「理想の相手に出会えていない」、「結婚するのはまだ早い」となっております。

一方、今回初めて、「結婚するつもりはない」を選んだ方に、その理由というものもお聞きいたしました。その中で38.5%の方が「自由でいたい」という回答とされておられますが、40.9%の方は、「結婚したいと思える人に巡り合えそうにない」という回答をされておられまして、出会いの機会が少ないことが影響しているのではないかと推測される方もいらっしゃる事が分かりました。

人口減少のうち、少子化の大きな原因の一つは未婚化、晩婚化とされておりますが、現在、未婚であっても、結婚を希望される方が見える状況であることから、自然減対策の一つの施策としてそうした方々の希望をかなえるた

めのサポートをすることとし、8月に策定した三重県人口減少対策方針においても、結婚について、妊娠、出産、子育てと併せまして、ライフステージに応じた切れ目のない対策の中で推進することとし、若者の所得の安定と向上や出会いの支援等に取り組んでいくこととしたところでございます。

結婚や妊娠、出産につきましては、個人の主体的な選択によるものであることから、施策の推進に当たっては多様な価値観に十分配慮するとともに、結婚を希望する方の状況等も聞き取りながら支援していく必要があります。

今後も、調査分析の実施でありますとか、関係部局の対策の実施状況等を踏まえまして、必要な改善や取組の追加など適切な対応を行ってまいりたいと考えております。

〔30番 石田成生議員登壇〕

○30番（石田成生） 恋愛力に対しての分析か何かというのは、あまり御答弁になかったような気がしますが、さて置くことにします。

結婚はいずれしたいという人、やっぱりその結婚に対してとか、異性に対してとか、恋愛に対してとかの気持ちが全くなくなっているということではないんですけども、私が恋愛力の「力」とつけているのは、その強さが弱まっている人が多くなってきてはいませんかと、何世代というのかな、思春期世代というのかですね。その中で、その割合が多くなってきているのではないですか、それを調査できませんか、もし、調査した結果も多くなってきているとすれば、それはなぜそうなのかということを見ていかんといかんかなと、なぜそうなのかと。そこが大事なところだと思って、ずっと申し上げてきております。

そして、今日も、また改めての議論としますが、特に今、恋愛については、個人の心情の中の、心の中の話ですので、なかなか行政としては、一概にそこに踏み込んでいけないと、価値観のところには、いつも触れにくいようなお答えが多いんですけど、行政ってそんなことばかりじゃなくて、県民の日常に対して、これは違うなということは、選ばれた指導的立場の人が、違うからこっちへ向かいましょうよというのも、これはあるので、そうとばかり

も、価値観になかなか触れにくいということでもないと思います。

それとか、また、それは次回の議論にしますが、多くの価値観については、ちょっと指導的立場の人たちが、方向を変えていこうというのも政治の仕事だと思いますので、また引き続き、議論していきたいと思いますが、恋愛力については、申し上げたような調査は、引き続きお願いしていきたいと思っております。大事なことだと思います。

ちょっと、だんだん時間も押してきましたので、恋愛については、恋愛の体験とか結婚とかいう儀式的体験、そして、出産時の体験によって様々なものが培われて、命がつながってきたんだと思いますので、引き続きの調査研究をお願いして、ここのは終わります。

それで、人口減少対策の最後に、もう一つ伺います。

三重県人口減少対策方針の冒頭に、人口とGDPには相関関係があり、人口減少は、昨日と今日では何も変化がないように見えますが、着実にその危機は進行し、やがて痛みもなく国力を奪う「静かな脅威」である、と書かれています。

県内GDPの話なんですけど、人口が180万人のときは180万人規模の経済で、174万人になったんですかね、にはそれなりの規模の経済、そして、仮に将来150万人に減ったとしたら150万人なりの経済規模であればよいのかなと思うんですけども、人口減少対策が必要な理由にも関わることでありますので、改めて、人口と経済規模の関係について、前のときの私の質問に知事もそのようなことをおっしゃっておみえになりましたので、ちょっと、どういうことを言われたいのかが理解できなくて、お答えいただければありがたいです。

○知事（一見勝之） 以前の答弁で、人口と経済については相関関係があると申し上げました。

これ、国で見ますとよく分かるわけでありましてけれども、例えば、日本の人口の約2分の1に当たりますのは、イギリスであったりフランスであったりするわけでありまして。そこは、名目のGDP、2019年の数字ですけど、こ

れも約2分の1になっています。それで、日本の6割ぐらいの人口を有しているドイツ、ここも名目GDPは日本の約6割、そして、日本の約3倍の人口を有しているアメリカですけれども、名目GDPは、これは、その産業構造にもよるんですけど、これは約4倍ということで、やはり人口と名目GDPというのは何らかの相関関係があるということで、何らかというよりかなり強い相関関係が見てとれるということです。

今回、人口減少対策課で、日本はどうなっておるんやろうと、日本の地域どうなっているんやろうというので、算定してもらいました。これは、2020年の人口と、それから2020年の県民経済計算の県内総生産を足し合わせてもらいまして、これ、県ごとにも出るんですけど、経済圏で申し上げますと、中京圏の人口って大体首都圏の3分の1ぐらいです。県内総生産も、ほぼ3分の1、そして、中京圏の約1.6倍が関西圏の人口です。県内総生産は、これは産業構造がちょっと違うということにもよるんでしょうけど1.3倍、でも、やっぱり1.6倍と1.3倍、ほぼ似通った数値を出しています。

だから経済というのは、その国民が勤勉やから物すごくその生産性が上がっているということではなくて、人口に比例しているということなんです。

以前、議会でも御答弁申し上げましたが、ノーベル経済学賞を受賞したスウェーデンの経済学者のミュルダール夫妻なんですけど、グンナー・ミュルダールという夫のほうが言っておりますのは、人口減少による影響は、まず消費需要の低下に現れる。ミュルダールというのは、当時1930年代のスウェーデンでは、人口減少の問題は家庭の問題で、政策というか、政府が介入するべきではないという話を言われておったとき、そうではないと、国力の問題なんだと提唱して、大きくヨーロッパが変わってきたということを以前申し上げたわけですが、彼が言っているのが、人口減少による影響は、まず消費需要の低下に現れ、それが投資の低下を招き、その結果、進歩は止まり、失業と貧困が増加する。また、高齢化によって若年層の労働意欲、生産性が低下し、広範な社会心理的停滞が起こると言っています。これ、ちょっと難しいので、これを受けて内閣府で議論されている経済人が言っています

のは、どう言っているかと言うと、人口が減ると言うことは、まず、国内マーケット規模が減りますと言っています。国内マーケットが減ると、経営者はどうするかと言うと、収益の上がるマーケットに設備投資をするので、これ、外国へ出ていくということを言っておられます。国内の設備投資が減ってしまうので、イノベーションが減る。イノベーションが減ると生産性も減ってしまう。日本経済はマイナススパイラルに陥ってしまう危険性が非常に高いということを言っておられます。

人口が減ってきて、もう減ってきたところで生きていけばいいやないかと、かつて日本も人口、減っていたやないか、それ、今ほど多くはなかったやないかという話もあるんですけど、例えば、2040年の推計値ですけど、三重県は人口が150万人、今174万人ですから減りますね。高齢化率、これ、上がってしまっていて、36.9%の推計です。150万人にほぼ近い1960年代、我々が生まれた頃、ちょっと前ですかね、そのときには、三重県の人口は149万人です。高齢化率は7.2%、若い県やったわけですよ。ところが、高齢化率が40%、めっちゃ年老いた県になるわけです。そうすると、生産性が減茶苦茶落ちていくと、消費も落ちるということでありまして、したがって、まず、高齢化率を止めることは難しいものですから、人口減少を緩やかにしていけないと経済力が落ちていくと、それをどうやって減少幅を緩やかにしていくのかということで人口減少対策方針を決めて、これに基づいて対策を打っていこうと、あるいは人口減少を緩やかにしていく中で、人口減少社会への適応にも、これも考えていこうということを申し上げたということになります。

〔30番 石田成生議員登壇〕

○30番（石田成生） ありがとうございます。

まだ、全部は分からん、全部は分からん。前段おっしゃったのは、ちょっと分かるところなんですけど、当然、人が減るので、人が減った分、減る前の消費量、生産量ではおかしいわけですよ。特に消費量なんかは、減った分、減らないときと同じ消費していたら体を壊しますので、これはまあまあ

分かる。それは、そういうふうにもっと最初おっしゃったと思うんですけども、それなら、減ったときの過去と150万人だった過去と比べましたが、そのときの年齢構成が違うということをおっしゃいました。それは当然違うでしょうから、そうすると生産能力も消費力もそれはもうそのときは違いますけれども、そのところ、あんまりまだちょっと分からんところはありますわ。いわゆる、それなりのまちを目指していかなといかんかなと思うので、ただ、それなりのまちを目指すときに最も難しいのは、昔ちっちゃな町だったのが人口が増えるときって、町が膨らんでいきますけれども、減ったときって、町は縮んでくれないので、まばらになるので、公共インフラの延長はそのままです。ここのほうがもっとはるかに難しい問題で、どこかで公共インフラの延長を縮めることも考えざるを得なくなるか分かりません。そうすると、周辺にお住まいの方は非常に困る話なので、そちらのほうが難しい問題かなと思います。どんなまちづくりを精いっぱい、人口減少を止めながら、これは止まるのが人の幸せであると、子どもを産んで育てることが、恋愛するとか、結婚とか子どもを産んで育てるといことは幸せであって、その上で人口が増えるということを目指しながら、また、引き続き、いろんなお話をしていきたいと思えます。

では、最後のコンビナート防災について、お尋ねしていきます。

ここに、三重県石油コンビナート等防災計画というのがあります。（現物を示す）表紙には、令和5年3月修正と書かれており、何を修正しているかという、施設の改修等を反映するための軽微な修正と伺っています。計画の中身、本筋は、平成27年3月につくられているもので、8年以上も前のこととあります。

序文には、石油コンビナート区域には大量の石油、高圧ガス、その他の危険物、可燃物、毒物、劇物が貯蔵、処理されていて、火災、爆発等の事故が発生するおそれがあります。そこで、これらの災害を未然に防止し、万一災害が発生した場合には、拡大を防止し、県民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、本計画を定め、必要に応じてその都度修正を重ねてき

ました。そうした中、平成23年3月11日、東日本大震災が発生し、地震、津波による甚大な被害が生じたことから、予防対策及び事業計画等の見直しの必要性が改めて浮き彫りになりました。そこで、本計画を大幅に見直すこととし、このたび加筆修正の上、公表することとしましたと、これが平成27年3月で、8年前のことです。この今日までの8年間、防災対策は日々進捗していると思われませんが、大きな災害が発生すれば、そのたびに新たな課題も明らかになり、その課題にも対応していく必要があります。

この計画に位置づけられている防災対策は、過去の災害で得られた教訓や最新の知見も踏まえて見直す必要はないのでしょうか。この計画の見直しについてどのように考えられているのか、御答弁をお願いします。

〔山本英樹防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（山本英樹） コンビナート防災の計画の見直しについてお答えいたします。

議員から御紹介いただきました三重県石油コンビナート等防災計画は、コンビナート地域の災害の発生拡大を防止するために、防災関係機関やコンビナート事業者等が行うべき業務を明確にし、南海トラフ地震等を想定しました災害の予防対策や応急活動に必要な事項を定め、実施することにより、県民の命、財産を守ることを目的としています。

計画では、想定される災害に備え、施設の耐震性を向上させるための対策、地盤の液状化に伴う施設への影響を最小限にとどめるための措置、そして津波による漂流物への対策等をコンビナート事業者に検討するように求めておりまして、事業者は、これらのハード対策と防災訓練などのソフト対策を併せ、総合的な防災対策をこれまで実施してきたところでございます。

こうした中で、現在、国のほうで、最新の知見に基づきます南海トラフ地震の新たな被害想定等の検討が行われておりますことから、その結果を踏まえまして、これまでコンビナート事業者等により進められた対策等の効果も勘案し、県として、改めてコンビナート地域の防災・減災対策の基礎となる被害を想定し、対策を考えるとといったアセスメント調査を実施した上で、計

画の見直しを行い、コンビナート地域の防災・減災対策にしっかりと取り組んでまいります。

〔30番 石田成生議員登壇〕

○30番（石田成生） 国のほうでの最新の知見による見直し、そして県は、アセスメント調査をしていて、また、いずれ新しい計画は出てくると、こういうことだと思います。また、新しい計画、都度都度、私どもにも御説明いただきながらお進めいただければと思います。

そして、もう一つ、続けてお尋ねします。

この三重県石油コンビナート等防災計画によると、三重県のコンビナートの面積は約11キロ平方メートル、四日市市の面積の5.5%を占めます。そして、想定し得る最大級の津波により浸水する可能性のあるタンクの数、150基あります。浸水するのは150基で、流される可能性があるのが15基あります。

四日市コンビナートの背後地というのは、居住地域が隣接しております。ここの住民は、災害が発生した場合、津波によってコンビナート内のタンクやローリー車はじめ危険物が、居住エリアに流れてこないかという不安を募らせております。

本年7月、四日市港の海岸整備を進める会が立ち上げられ、知事は名誉会長となって、9月30日には四日市港管理組合との共催でシンポジウムを開催されました。11月16日、17日には、国土交通省に要望活動も行われました。これは大きな局面であると思います。これまでなかなか、海岸保全施設の整備を訴えても、訴えても、なかなか国直轄でしか、という答弁しかなかったのが、やっと動きが出てきましたので、大きな局面であると思っております。想定し得る最大級の地震、それに伴う津波が起きたとしても、津波を食い止めるための海岸保全施設の整備が重要であるということも言うまでもありませんが、万が一、津波がコンビナート内に流れ込んだ場合でも、エリア内での災害防止策、エリアの外に危険物が流れ出さないように、そのような策はどのように考えておられるのか、近隣住民が安心できるような発信を答弁で

お願いしたいと思います。

○**防災対策部長（山本英樹）** 津波による、タンク、タンクローリーの流出対策についてでございますが、三重県石油コンビナート等防災計画のほうでは、津波による漂流物対策として、まずは、事業所内の浸水範囲や高さを事前に把握して、タンクやタンクローリー等の流出防止対策措置を取ることをコンビナート事業者に求めています。

これを受けまして、事業者のほうは、タンクの流出防止対策としまして、例えば、タンクに貯蔵している液体を一定量以上に保ち、常に流されない重量を確保する対策のほか、地震発生時に、設備の破損があっても内容物の流出を最小限に抑えられるように、緊急遮断弁を自動で作動させる対策等を講じております。また、タンクローリー等の流出防止でございますが、津波による浸水時に、流出を防止するためのフェンスを敷地周囲に張り巡らせるほか、地震発生時には、タンクローリーを津波が到達しない場所に移動させることとしております。また、こうした対策の実効性を高めるために、様々な災害を想定した訓練も実施しておるところでございます。

今後こうした対策を確実に実施しまして、地震、津波発生時におけるコンビナート区域外の住民の皆様への影響が最小限となりますように、コンビナート事業者等と連携しながら、しっかりと取り組んでまいりたいと考えてございます。

〔30番 石田成生議員登壇〕

○**30番（石田成生）** ありがとうございます。

すぐ近くにたくさんの方が住んでいますが、近くであっても、コンビナートの中を見ることができませんので、見えないところなので余計心配なんです。コンビナートの企業が地域住民とどんな情報共有をしているのか、コンビナートから地域に向けてどんな発信をしているのか、ちょっとよく分からないんですけども、防災対策部が、コンビナート防災をコンビナート企業とやっていく上で、地域住民の安心に向けてもぜひ企業さんよろしくということをお願いしてやっていただければありがたいなと思っております。

南海トラフ地震が、何十年の間に何%というのは、だんだん時間がたてばたつほど確率は上がっていきますので、心配はますます膨らんでいくことでありますから、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

これで私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○副議長（杉本熊野） 本日の質問に対し、関連質問の通告が2件ありますが、この関連質問は後刻認めることとし、暫時休憩いたします。

午後3時19分休憩

午後3時30分開議

開 議

○議長（中森博文） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○議長（中森博文） 県政に対する質問を継続いたします。

最初に、川口円議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。7番 吉田紋華議員。

〔7番 吉田紋華議員登壇・拍手〕

○7番（吉田紋華） 日本共産党、津市選挙区選出の吉田紋華です。

川口議員の先ほどの悪質なホストクラブへの対策についてからの関連質問をいたします。

先ほどの質問では、女性が悪質なホストクラブに大金を使い込んでしまい、売り掛け支払いのために、売春や自殺未遂、また、家族の関係だったり、人生まで壊しかねない、そういった事態に陥ってしまう問題があると。その原因をつくっている都市部のホストクラブが地方に流入してくる可能性があり、対策が必要ではないかという懸念からの質問だったと思ひます。

先ほどの質問の中では、新政みえでは、実際に夜の歌舞伎町でアウトリーチ活動を行って、実態を御覧になってきた議員がいるとのことでしたが、私も偶然にも、今年の8月、若年女性支援をされている団体を通じて、夜の歌舞伎町の視察、また、夜道で立っている若年女性のアウトリーチをさせていただきました。

夜の歌舞伎町で売春せざるを得なくなっている若い女性たちの実態を見ってきました。そこで分かったのが、10代の子どもの多くもそこにいること、そして歌舞伎町には、全国から居場所を求めてそういった子たちが来ていること、そして、その多くが虐待や性暴力、片親で貧困、ネグレクトなど複雑な背景を抱えていました。

私は、そういったことを踏まえまして、今度は地方から悪質なホストクラブに関わっていってしまう子どもをつくり出さないことがそもそも大事なことであり、子どもを育てる大人が貧困にならないように取り組むのが政治の役割なのではないかと考えています。

こういった観点から、発言通告に基づいて質問いたします。県としてのお考えをお聞かせください。

○知事（一見勝之） 悪質なホストクラブをどうするのか、先ほど、川口議員が最後におっしゃっておられましたけど、決してだまされないようにしてくださいと、疑似恋愛、あるいは恋愛感情を用いた詐欺行為でありますので、犯罪行為でありますということに、私は尽きるのではないかと考えております。最終的に、そういった被害に遭った方々が悲惨な目に遭われるということ、これ、売春制度が昔から洋の東西を問わずありました。

イタリアでは、コルティジャーナという制度もありましたし、中国では青楼という制度もありました。そして、日本では、吉原遊郭という制度がありました。しかし、ほとんどの国で、そういうものについても禁止されているわけでありまして。まず、そういう強い意思を持って臨むというのが大事ではないかと思えます。

その上で、先ほど吉田議員がおっしゃった社会的な問題、これ、分解して

いくと、恐らく幾つかの問題に分かれていくんじゃないかなと思っております。

一つは、ひとり親世帯への支援、これをやらなきゃいけないです。社会が苦しんでおられる方々に救いの手を差し伸べる、様々な形で、国でも、県でもやっているわけがございます。今、関連質問ですので、具体的な手だてについて詳細に御説明することは困難でありますけれども、やっております。

それと、もう一つは、ジェンダーギャップの解消、要するにもともと女性の収入が低い、これを男性と同じようにしてかないかんということでありまして、これは、積極的に、行政も、そして主として企業ですけど、取り組んでくれておりまして、20年前に比べますと三重県の状態も男性と女性の給与差というのは減ってきているということが分かっております。

さらに、最後、3点目は、冒頭に申し上げました恋愛感情を使用した悪質な詐欺行為、これは、あくまでも犯罪行為ですので、司直の手で撲滅していくということ、全てにおいて、行政もそうありますが、司法も全力を挙げてそういう悪質な行為を社会からなくしていくということで取り組んでいくということではなかろうかと思っています。

〔7番 吉田紋華議員登壇〕

○7番（吉田紋華） 御答弁ありがとうございます。

ホストしかり貧困しかり、様々な社会問題がありますけれども、やっぱり政治が一番してはいけないことというのは、それぞれを個人の問題に矮小化することだと思います。

詐欺行為を働くことはもちろん犯罪としていけないと思うんですけど、だまされないようにしてくださいで終わってはいけないと思います。その点は、知事もお考えは一緒だと思います。

それで、子どもの貧困は、そもそもその保護者に貧困があるのではないかということ为先ほど少し触れましたけれども、そこをジェンダーの視点で見ると、離婚してシングル家庭になった場合、子どもと一緒に暮らすのは圧倒的に女性が多いと思います。

そういった中で、育児や家事などのケア役割を抱えながら、お金を得るには、非正規で働くしかないといった声の実態として多いんですね。そんな中で、全国でも統計を取られましたところ、これは総務省が取っている調査からつくったものですが、（グラフを示す）非正規雇用の7割が女性です。三重県内でも、同様ではないかと推測しておりますけれども、やはり子育て、育児、家族の面倒を見ながら生きるために働いても、賃金が安いので生活に余裕がなくなって、そういう中で、親御さんは、どれだけ頑張っても子どもに向き合い切れなくなって虐待するに陥ってしまうのではないのでしょうか。

それで、子どもの虐待でよくやり玉に上げられるのは、やはり母親です。最近、県内で起こった虐待死亡事件、片親の家庭で逮捕されましたけれども、どちらもシングルマザーの家庭でした。やはり女性には、あらゆる重荷を押しつけられている側面があると思います。

三重県は、正規の賃金の水準が高い、それによって、賃金格差が表れているようなそういったジェンダーギャップ指数の結果も出ていますけれども、やっぱり非正規の賃金が低いままでは、女性が7割の非正規の賃金が低いままでは、やはり間接的な女性差別が残されてしまうと思います。

私が経験した話なんですけど、看護師で働いている中で、やっぱり様々な女性が多く働かれています、育児中のママさんナース、育児のために早く帰ったりするんですけども、パートだからボーナスとかないんですよ。新人の1年目よりも、それによって給与が少ないわけです。その職務の責任によって給料が決められているという、そういうのはありますけど、やっぱり生活するのに必要なお金という面では、明らかに違うと思いますし、こういった状況では、雇用する側がきちんと賃金形態をつくっていく必要があると思います。そのためには、やっぱり地方自治体から、格差是正のイニシアチブを取っていくことが重要だと考えられるんですけども、再質問したいと思います。

ジェンダーギャップ解消という方針がありますけれども、男女の賃金格差

是正というところはもっと力を入れていくべきではないでしょうか。御答弁
お願いします。

○知事（一見勝之） 基本的に同一労働であれば、同一賃金であるべきだと
思っています。これは、正規、非正規に関係なく、それから、男性、女性、
性差に関係なくそうあるべきなんだと思います。

したがって、今、非正規雇用を正規雇用にしていくというのは社会全体で
そういう取組をしております、県でも、就職氷河期の時代に就職できな
かった方を中途採用で採用しようということもやっておりますし、それから、
この議会で申しあげましたけど、男性と女性の賃金の差、これは年齢の差に
よるものが結構多いものですから、男性と女性の働き方が違うから賃金が違
うということではないということ、前回、御答弁申し上げたとおりであり
まして、ジェンダーの差というのを社会にあるものをどうやって変えてい
かということであると、企業の方々にお願いしながら、あるいは我々が啓発
しながら変えていくということが重要であると思っています。

社会全体が、男性も女性も今、もう女性も働いておられる方は非常に多い
ものですから、女性のほうが非正規なんだ、給料は安くあるべきなんだと
考えておられる方はおられないと思いますが、前回、議員にも出ていただ
いた女性の会、あそこでもやっぱりジェンダーの差はあるとおっしゃってお
られますから、それを企業の方にお話をして、それを解消していってもら
う、こういう動きも重要でありますので、県では、そういう対策も取っていき
たいと思っております。

〔7番 吉田紋華議員登壇〕

○7番（吉田紋華） 労働にかけられる時間が、男性と女性で与えられる社会
的、固定的、性別役割でそもそも違うという前提が大事だと思いますので、
そこを掘り下げるのがジェンダーギャップ解消につながる道だと思います。

そういった点を申しあげて質問を終わります。ありがとうございました。

（拍手）

○議長（中森博文） 次に、石田成生議員の質問に対する関連質問の通告があ

りますので、これを許します。34番 東 豊議員。

[34番 東 豊議員登壇・拍手]

○34番(東 豊) 関連質問したいと思います。

お疲れのところすみません。10分間で、石田成生議員の人口減少対策、そして、自然減に絡めて、二つほど通告をいたしました関連質問です。

恋愛力につきましては、個人の価値観ということがあって、なかなか行政としてどうやって分析して、どう答えを出していくのかというのが課題であるよと、引き続き、検討してくださいという石田議員の質問でございました。

この8月に、人口減少対策方針が一見知事になって初めて打ち出された。一步踏み込んだ、自然減対策や社会減対策をします。それから、人口増加を前提につくられた制度や仕組みを見直します。それから、人口が少なくなっていく社会に適応していきます。作り変えていくという、不安を安心へと変えていく、この3段階論で、今読み上げますが、私が抜粋したところで、個人の希望が最大限尊重されるべきだとも書いてございました。個人の希望です。それから、最後に締めくくりで、希望がかなう環境整備を行っていくんだというのがこの方針の骨子だと、私は読ませていただきました。

三重県の人口が今174万人で、年間1万人の出生数だと思いますが、今回、前回も行政展開方針の中で私ちょっと申し上げたんですが、やっぱり出産ということをテーマに議論が深まっているということは、全国で確かだと私は思っています。それは、出産の保険適用化に向けた取組で、出産の見える化の調査がまさに今行われているという状況であります。

そんな中で、豊かな出産体験ができるようにということで、私は思っているわけですが、その中で、やっぱり病院や、それから診療所や、助産所などに関わる分娩施設、分娩環境の整備の三重県内の状況について、今後の取組について現状をお考えいただきたい、御答弁いただきたいなと思います。

○医療保健部長(小倉康彦) 本県の周産期医療体制につきましては、周産期母子医療センターを中心に、リスクの低い出産につきましては、地域の産科医療機関や助産所が担い、中等度以上のリスクの出産に関しましては、周産

期母子医療センター等が担うという機能分担、連携体制に基づいた医療体制を構築しております。

分娩件数の減少や、医師の高齢化等によりまして、分娩可能な医療機関数は、近年減少傾向にありますけれども、来年度からの第8次医療計画に向けた議論の中でも、現在のこの体制を維持していくべきとの議論がなされており、県としても、引き続き関係機関と連携しまして、県民が安心して妊娠、出産ができるように取り組んでまいりたいと思っております。

〔34番 東 豊議員登壇〕

○34番（東 豊） ありがとうございます。

そのとおりです。これからも取り組んでいきたいと、産みたいところ、出産できる場所、鋭意進めていきたいと、医療計画にのっとりということを言われました。

そこで、今度は、子ども・福祉部長にお尋ねするんですけども、豊かな出産体験をしてもらうためには、やっぱり様々な分娩の選択肢を情報として提供する必要があるんだと思います。こういうところで産めますよとか、こういうところで、ハイリスクの人、それから、リスクの少ない人、自然分娩ができる人、あるいは自宅出産ができる、それから助産院で出産ができるということも含めて、これは個人の、自分の出産の場所を選ぶわけですから、ちゃんとした客観的な情報と、それから、地域偏在、これはちょっと前置きを言います。5分しかないのですが、ベネッセのたまごクラブ、ひよこクラブが、今年度2023年のデータを、出産白書というのが手元にあるんですが、1歳半以下の子どもを持つ父母へのアンケートというのがございます。

日本の社会は子どもを産み育てやすい社会だと思いますか、ドストレートに聞いているんです。そう思わない人が76.8%です。これは増えているんですね。父親に至っては50%、半分はいい環境ではないとおっしゃっている。経済的、どなたかもおっしゃっていましたが、金銭的な負担が大きいということが第一であります、出産費用の負担軽減が求められていますということでもあります。

それから、1人、実家で産みたい、実家というのは、実家ですよ。都市部の病院じゃなくて実家で産みたいというお母さんが少なくないというデータも、田舎で産める場所を確保することも大事だと、ちょっとはしょってお話をしましたけれども、医療計画があります。人口が減っていきます。出産数が1万人切っていきます。そうすると、産む場所が集約化されていくんです。医療保険、あるいは保険適用化が進むと、ますます医療介入が増えてくるんだと想像して、不安に思っているお母さんたちがいらっしゃる、あるいは助産師がいらっしゃるというのも現実なので、その辺りを子ども・福祉部としては、母子手帳を発行してから、出産、産前産後も含めてどう認識し、今後捉えていくのか。これ、ちょうど社会のつくり替えの大きいところだと思いますので、御答弁いただきたいと思います。

○子ども・福祉部長（中村徳久） 出産の形なんですけど、例えば、安全性を重視して、より設備の整っているところで産みたいという方もおりますし、議員からもあったように、家族に見守られながら自宅等で産みたい、また、陣痛等痛みへの不安が大きい人は、今なら無痛分娩というようなやり方、いろんなスタイルがございます。

県としましては、豊かな出産体験をしてもらうためには、多様な出産のスタイル、そういう情報をしっかり提供していきながら、一人ひとりの希望に沿ったスタイルで産めることが重要であると考えています。

県では、これまでも若い人を対象に妊娠、出産の正しい理解をしてもらって、ライフプランを考えてもらうセミナーもやっております。こういう場も使いながら、情報提供に努めながら、産婦人科医会であるとか助産師会とも連携しながら、一人ひとりの希望に応える出産について考えていきたいと思っております。

〔34番 東 豊議員登壇〕

○34番（東 豊） 御答弁いただきまして、ありがとうございます。

期待、想像の御答弁いただきました。引き続き、頑張っていたきたいと思いますが、豊かな出産体験が、その後の女性の育児に及ぼす心理的影響が

大きいという言葉は、2010年ぐらいかな、公衆衛生学会誌に論文として出されているんです。つまりエビデンスがあるわけですね。

産後鬱、母性意識、育児困難感の関連で、公衆衛生学会での研究では、助産所で出産した女性のほうが、より豊かな出産体験をしていると言われていたという表現でとどまっています。もちろん、選択の自由だし、個人の価値観なので決めつけはできない、いろんな、つまりリスクの高い人たちの出産を控えているわけですが、こういうところもちゃんとあるんだということを情報提供すべきだと私は思います。行政の一つの責任として。

母親、役割の受容について肯定的になることも、育児における、ここから、不安や不適格感、あるいは攻撃衝動性が軽減、抑制されているということが明らかだというふうな論評というか学会のほうで論文が扱われていて、承認されているということです。いろんな社会が変わってきています。いろんな課題がこれから大きくなれば、子どもさんがゼロ歳から18歳まで、あるいは大人になってからでも、これはずっと続く、豊かな出産体験というのは続いていくものだという、書籍もアメリカでも著されているところですので、ぜひ知事も、人口減少対策については、このところをポイントに置いて、お考えいただきたいと思います。御答弁ありがとうございます。（拍手）

○議長（中森博文） 以上で本日の県政に対する質問を終了いたします。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○議長（中森博文） お諮りいたします。明5日は休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中森博文） 御異議なしと認め、明5日は休会とすることに決定いたしました。

12月6日は、引き続き定刻より県政に対する質問を行います。

散 会

○議長（中森博文） 本日はこれをもって散会いたします。
午後 3 時52分散会